

会津坂下町障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)



第7期障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

目 次

第1章 障がい者計画

- 1 計画策定の背景
 - (1) 趣旨・基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (4) 計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (5) SDGs（持続可能な開発目標）としての考え方・・・・・・・・ 2
- 2 障がいのある方の状況
 - (1) 障がいのある方の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 障がい福祉サービスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 ニーズ調査からみた現状
 - (1) 住まいや暮らしについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 障がい福祉サービスの利用について・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 権利擁護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 災害時の避難等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (5) ニーズ調査結果からみた課題と方向性・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 基本目標
 - (1) 基本目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 基本目標の達成に向けた取組み
 - 基本目標Ⅰ 「自分らしく生活できるまちづくり」・・・・・・ 14
 - 基本目標Ⅱ 「安心した生活ができるまちづくり」・・・・・・ 15
 - 基本目標Ⅲ 「町民すべてがともに支え合うまちづくり」・・・・ 15
 - (4) 重点的な取組み
 - Ⅰ 就労支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - Ⅱ 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - Ⅲ 避難誘導・安否確認体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第2章 第7期障がい福祉計画

- 1 計画策定の背景
 - (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (3) 計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 本町の障がい福祉の現状
 - (1) 第6期障がい福祉計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 障がいのある方の実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 目標と取組み
 - (1) 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) サービスの仕組みとその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (3) サービスの見込量と見込量確保のための方策・・・・・・・・ 31

第3章 第3期障がい児福祉計画

- 1 計画策定の背景
 - (1) 計画策定の趣旨 38
 - (2) 計画の期間 38
 - (3) 計画の考え方 38
- 2 本町の障がい児福祉の現状
 - (1) 第2期障がい児福祉計画の評価 39
 - (2) 障がいのある子どもの実態調査 40
- 3 目標と取組み
 - (1) 数値目標 40
 - (2) サービスの仕組みとその内容 41
 - (3) サービスの見込量と見込量確保のための方策 42

第4章 計画の推進に向けて

- 1 評価、点検の体制 44
- 2 ネットワーク
 - (1) 関係者等のネットワーク 44
 - (2) 会津西部地域のネットワーク 44
- 3 庁内体制の整備 44
- 4 障がいの理解促進 44

第5章 福祉事業所等の活動

- 1 町内の福祉事業所の活動紹介 46
- 2 支援可能な町内・圏域内の福祉事業所の紹介（福祉マップ） 49

参考資料

- 会津坂下町障がい者地域自立支援協議会設置要綱 53
- アンケート結果内容 55
- SDGs（持続可能な開発目標） 69

障がい者計画は令和2年度に策定した内容になります。
手帳所持者数やサービス利用状況の推移のみ更新しています。

第1章 障がい者計画

1 計画策定の背景

(1) 趣旨・基本理念

町では、まちづくりの基本理念や将来像を明らかにする「第六次会津坂下町振興計画」を昨年度策定し、まちづくりの基本理念を「みんながつながる」とし、住民どうしがつながり、住民と集落がつながり、集落と地域どうしがつながるまちづくりを目指しています。

その中で、障がい者福祉の目指すべき方向は「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会の実現」としております。障がい者福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重症化、発達障がいなどをはじめとする特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。こうした中、障がいのある方が安心してくらし続けられる環境を構築すべく、新たに地域生活支援拠点の整備に向けた取り組みや、農福連携による就労支援などを進めてきました。このたび、前計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度からの新たな計画として本計画を策定します。

本計画は、上位計画にあたる振興計画をより具体化し、「町民すべてがつながり、自分らしく安心した暮らしが続けられるまちづくり」を計画の基本理念として、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、町民みんなが共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

障がい者計画は、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」にあたります。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る、令和5年度末における成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を総合的に図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたります。それぞれ、障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」にあたります。

(3) 計画の期間

「会津坂下町障がい者計画」の期間は、令和3年度～令和8年度までとなっています。

【基本計画】																			
障がい者計画	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 (元)	2	3	4	5	6	7	8	

(4) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

①すべての町民のための計画

すべての障がいのある方に地域生活に必要な支援やサービス等が提供されるとともに、障がいに対する町民の理解や地域のサポートが求められます。そのため、この計画はすべての町民に投げかけるものとします。

②すべての障がいのある方を対象とした計画

障がいのある方が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設に入所している方や入院している方が、地域生活に移行するための基盤づくりを進めていく必要があります。

また、障害者手帳の対象になっていないものの、難病のある人や発達障がいなど日常生活にさまざまな障がいのある方などへの支援体制の整備が求められています。この計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、すべての障がいのある方が地域生活に必要な支援やサービス等を受けられることを目指します。

③サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」が施行されました。サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を定めることとされたため、本町のこれまでのサービス水準を維持しつつ、求められる福祉サービスの提供体制を確保します。

④障がいのある方への家族だけに頼らない地域生活支援

地域で暮らす障がいのある方は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障がいのある方の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入所施設からの地域生活への移行をめざす中、家族に頼らなくても障がいのある方が安心して地域生活を送れるような支援を目指します。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）としての考え方

2015年9月の国連サミットにおいて「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための国際目標が採択されました。

17の国際目標のうち特に4つの目標が本計画の目標と合致すると考えられます。障がいのある方への自分らしく暮らせる地域づくりや人権擁護を推進していくうえでSDGsの考え方は本計画と共有されるものであり、その要素を反映させていくものとします。

③すべての人に健康と福祉を（すべての人々の健康的な生活の確保、福祉の促進）

⑧働きがいも経済成長も（すべての人々の働きがいのある人間らしい雇用）

⑩人や国の不平等をなくそう（不平等の是正）

⑪住み続けられるまちづくりを（^{ほうせつ}包摂的で安全かつ^{きょうどん}強靱で持続可能な居住）

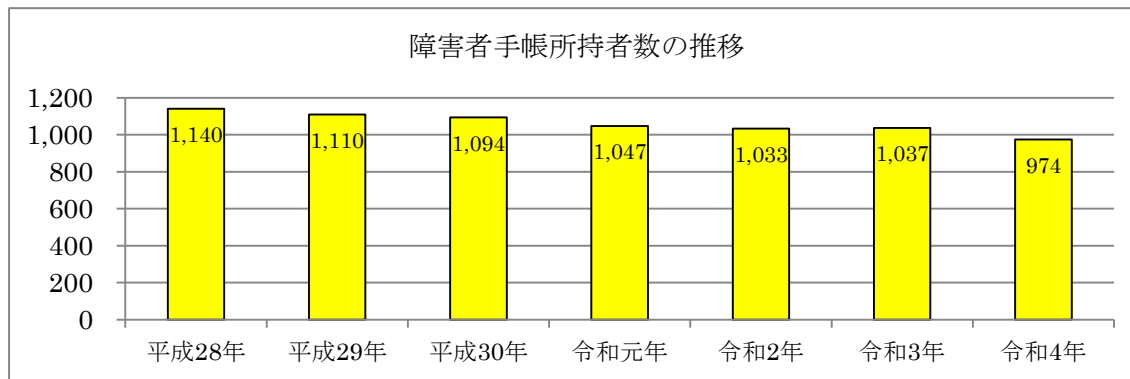
※69 ページに 17 の国際目標を掲載。

2 障がいのある方の状況

(1) 障がいのある方の現状

①障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計は令和4年度で974人となっています。総人口14,724人に占める割合でみると、約6.6%となっています。

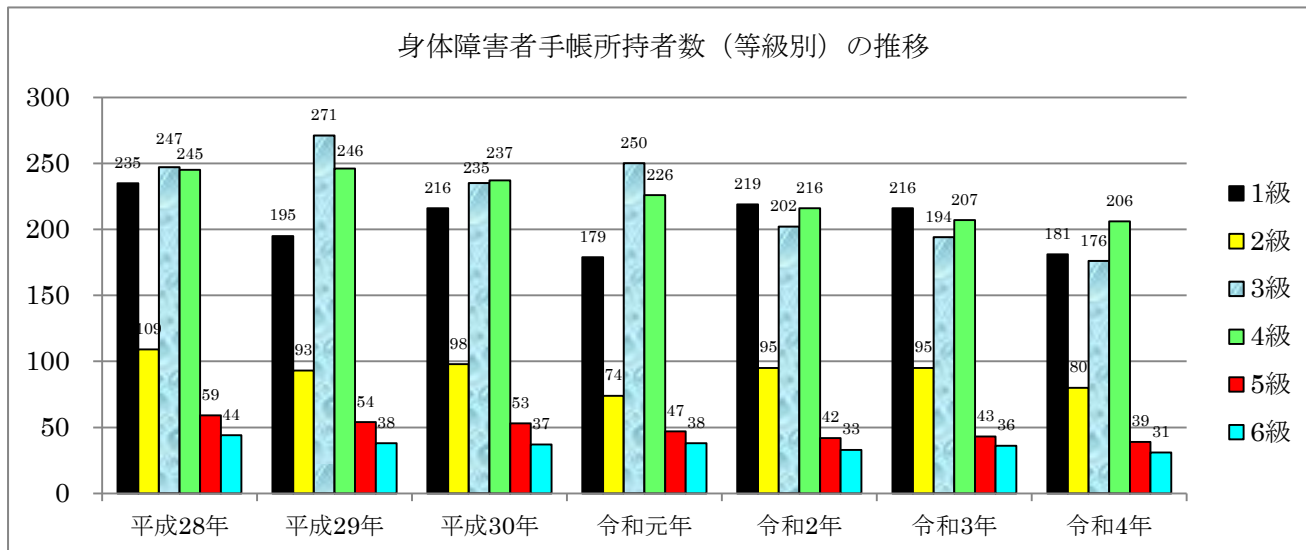


(参考) 町の総人口

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
16,465 人	16,260 人	15,950 人	15,633 人	15,299 人	14,951 人	14,724 人

②身体障害者手帳所持者数の推移

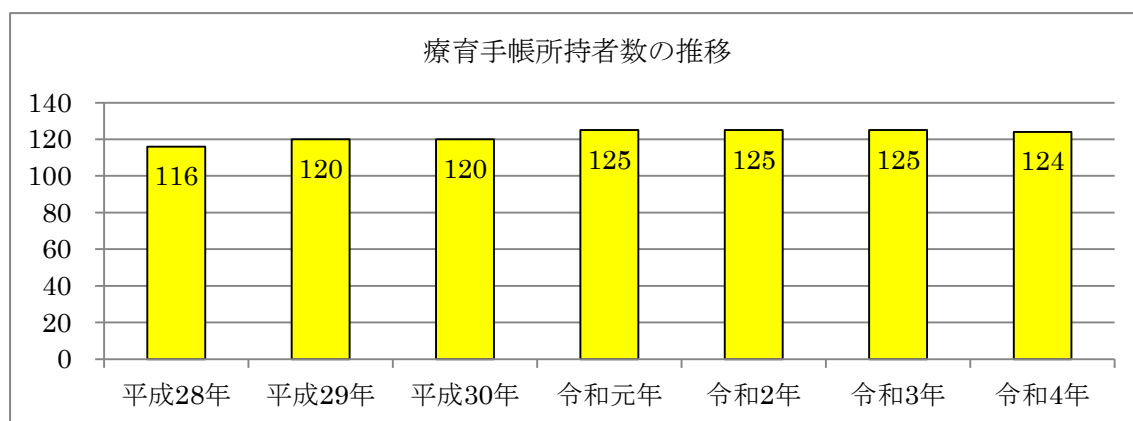
令和4年度の身体障害者手帳所持者数は、713人となっています。等級別の割合の推移をみると、1級、3級、4級の割合が高くなっています。



	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1 級	235	195	216	179	219	216	181
2 級	109	93	98	74	95	95	80
3 級	247	271	235	250	202	194	176
4 級	245	246	237	226	216	207	206
5 級	59	54	53	47	42	43	39
6 級	44	38	37	38	33	36	31
総数	939	897	876	814	807	791	713

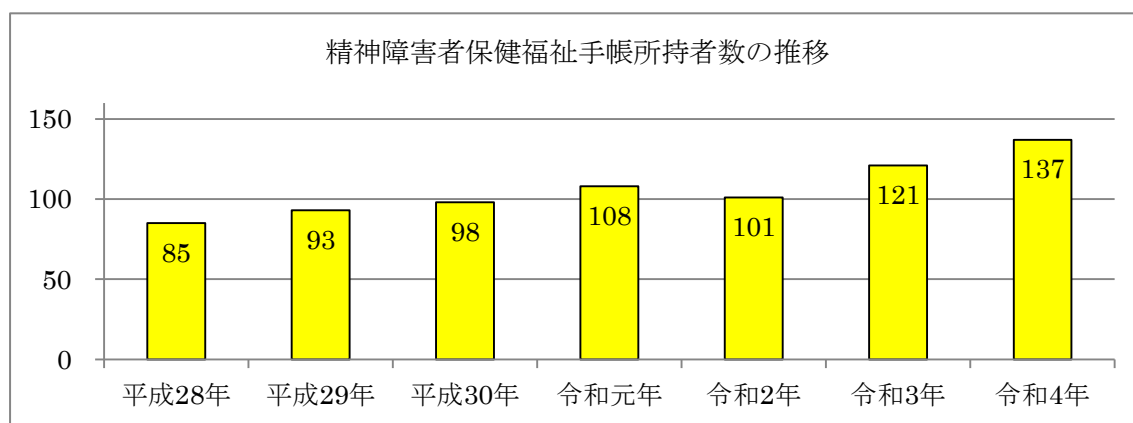
③療育手帳所持者数の推移

令和４年度の療育手帳所持者数は１２４人となっています。



④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和４年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は１３７人となっています。



(２) 障がい福祉サービスの現状

①訪問系サービス

訪問系サービスの実利用者数は、横ばい傾向で、令和４年度の利用者数は２０人となっています。

訪問系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
・居宅介護 ・同行援護 ・行動援護	サービス量 (時間)	203	282	350	447	367	304
・重度訪問介護 ・重度障害者等 包括支援	実利用者数 (人)	20	22	25	24	21	20

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、ほぼすべてのサービスで増加傾向にあります。

日中活動系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
生活介護	サービス量(人日)	576	612	612	636	639	638
	実利用者数(人)	36	35	37	39	35	35
自立訓練 (機能訓練)	サービス量(人日)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	サービス量(人日)	13	11	17	10	1	0
	実利用者数(人)	2	3	1	1	1	0
宿泊型自立 訓練	サービス量(人日)	30	342	363	30	2	0
	実利用者数(人)	1	2	1	1	1	0
就労移行支援	サービス量(人日)	19	2	16	19	1	2
	実利用者数(人)	4	2	2	1	2	3
就労継続支援 (A型)	サービス量(人日)	26	33	32	65	52	45
	実利用者数(人)	2	2	2	4	3	3
就労継続支援 (B型)	サービス量(人日)	628	694	765	811	770	772
	実利用者数(人)	43	46	50	54	52	46
就労定着支援	実利用者数(人)	0	1	1	2	2	1
療養介護	実利用者数(人)	4	4	4	4	5	5
短期入所	サービス量(人日)	46	42	41	14	8	14
	実利用者数(人)	12	14	13	5	2	6
自立生活援助	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

③居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）が増加傾向にあります。

居住系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
施設入所支援	実利用者数(人)	16	16	16	16	14	14
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	14	15	21	23	24	22

④相談支援サービス

相談支援サービスは、計画相談支援が増加傾向にあります。

相談支援サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
計画相談支援	人	107	115	121	125	119	108
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

⑤地域生活支援事業

移動支援事業が減少しており、他の事業は横ばいとなっています。

地域生活支援事業の実績

(月あたり)

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	0
手話通訳・要約 筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具 給付等事業	件	241	219	223	168	112	203
移動支援事業(実利用者)	人	10	6	5	3	4	2
〃 (延べ利用時間)	時間	713	129	129	15	25	56
地域活動支援センター	人	4	4	2	6	7	6
日中一時支援事業	人	18	22	22	21	24	21
自動車改造助成事業	人	0	0	0	1	0	0
訪問入浴サービス事業	人	0	0	1	1	2	4

⑥障がいのある児童に向けたサービス

特に放課後等デイサービスが増加傾向になります。

障がいのある児童に向けたサービスの利用状況

(月あたり)

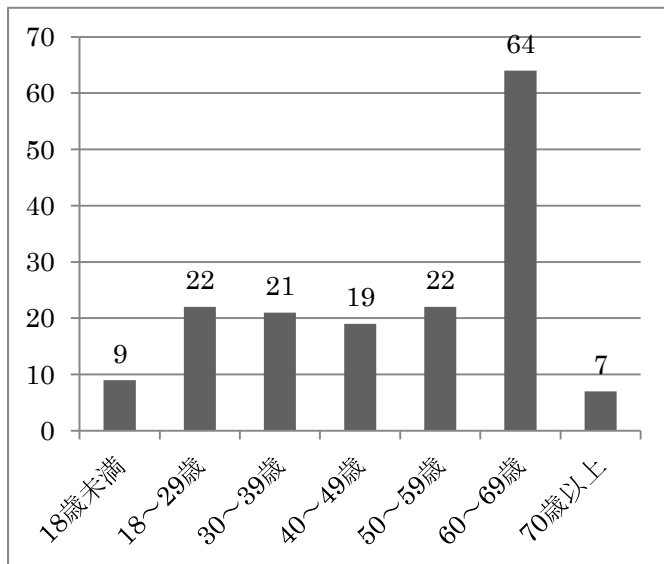
	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
児童発達支援	サービス量(人日)	72	47	68	41	40	47
	実利用者数(人)	8	2	10	10	10	9
放課後等 デイサービス	サービス量(人日)	348	396	405	171	162	182
	実利用者数(人)	16	27	25	20	20	24
医療型児童 発達支援	サービス量(人日)	12	2	0	0	0	0
	実利用者数(人)	1	1	0	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数(人)	32	30	33	32	31	30

3 ニーズ調査からみた現状

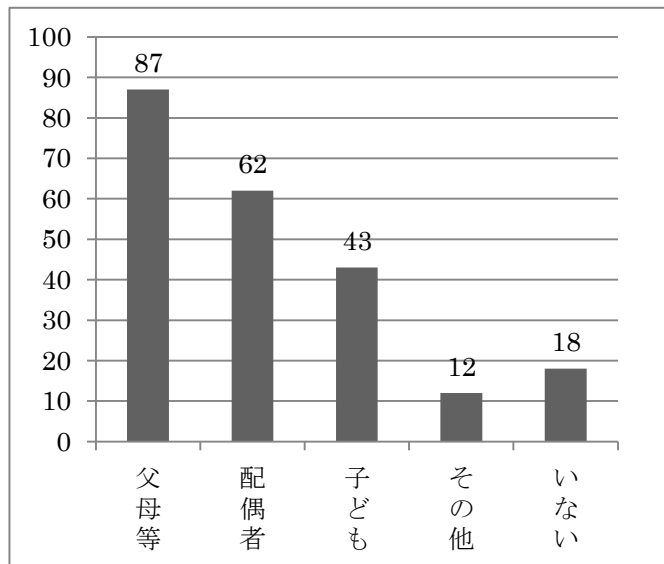
計画策定にあたって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び福祉サービス利用者の方を対象としたアンケート調査を実施しました(ここでは結果の一部を掲載)。

(1) 住まいや暮らしについて

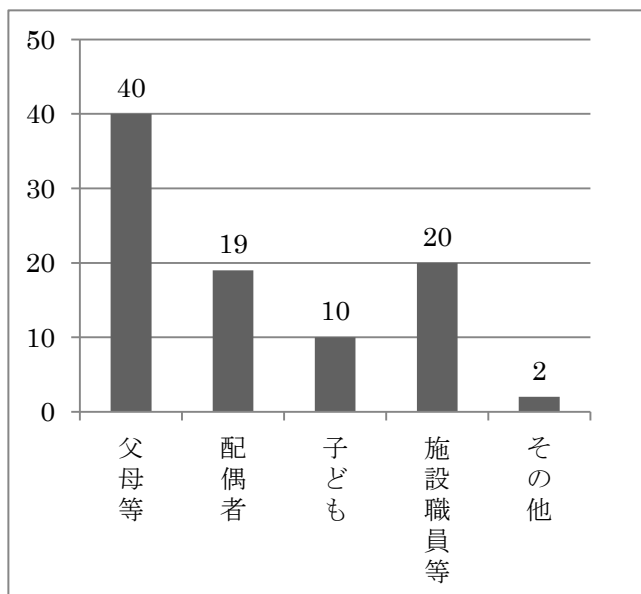
あなたの年齢をお答えください。



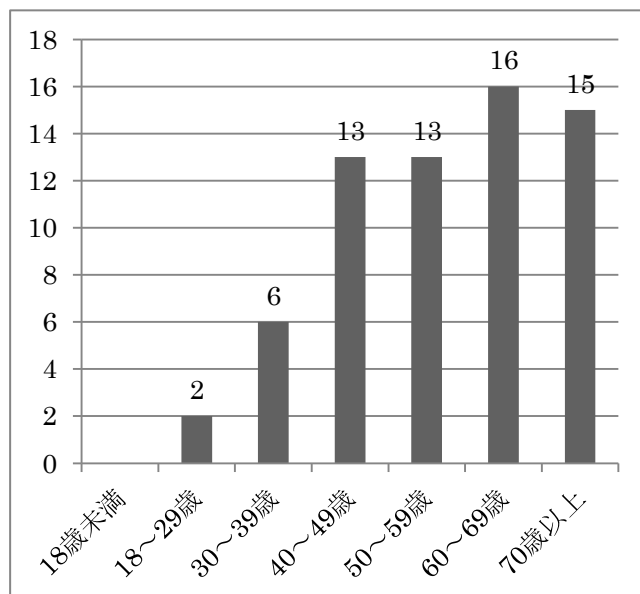
いま、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。



あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。

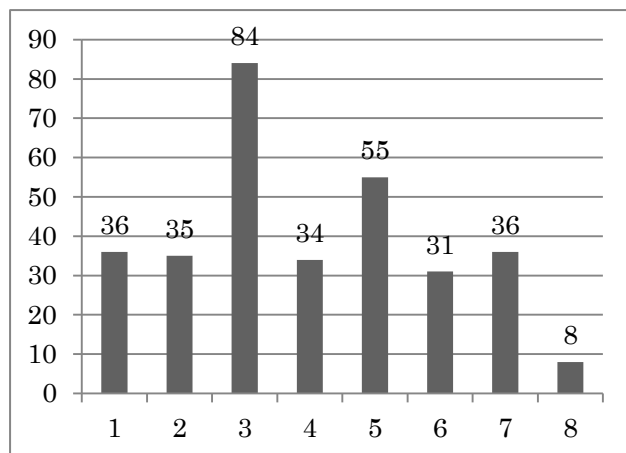


あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢をお答えください。



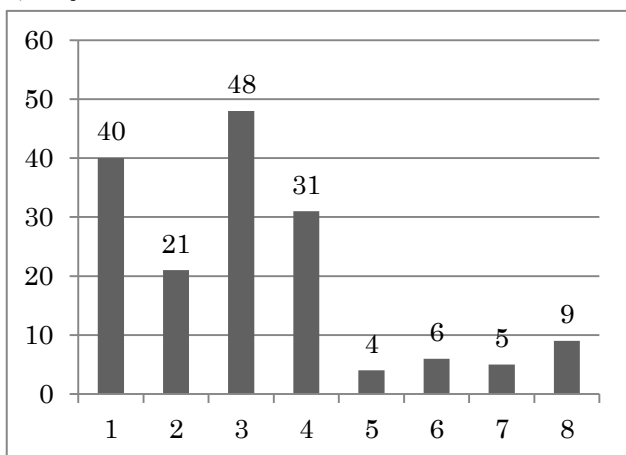
あなたはこれから、どのような支援があればよいと思いますか。

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	36
2. 障がい者に適した住居の確保	35
3. 経済的な負担の軽減	84
4. 生活訓練等の充実	34
5. 相談対応の充実	55
6. 地域住民等の理解	31
7. コミュニケーションについての支援	36
8. その他	8

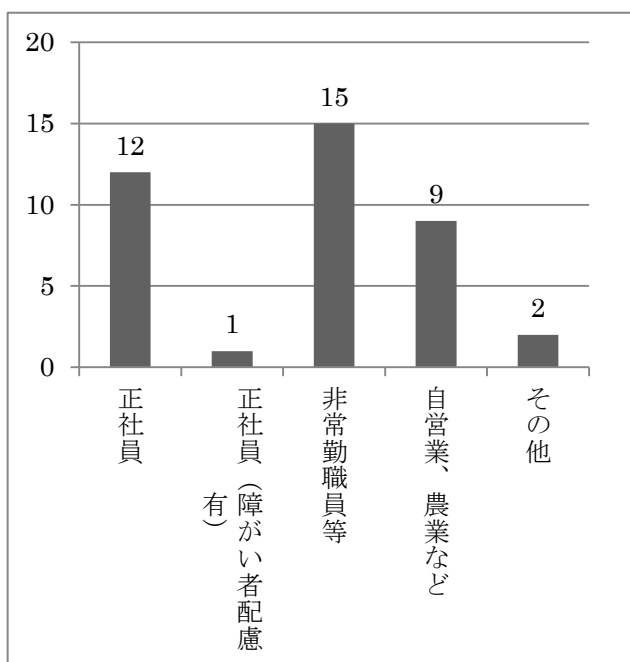


あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

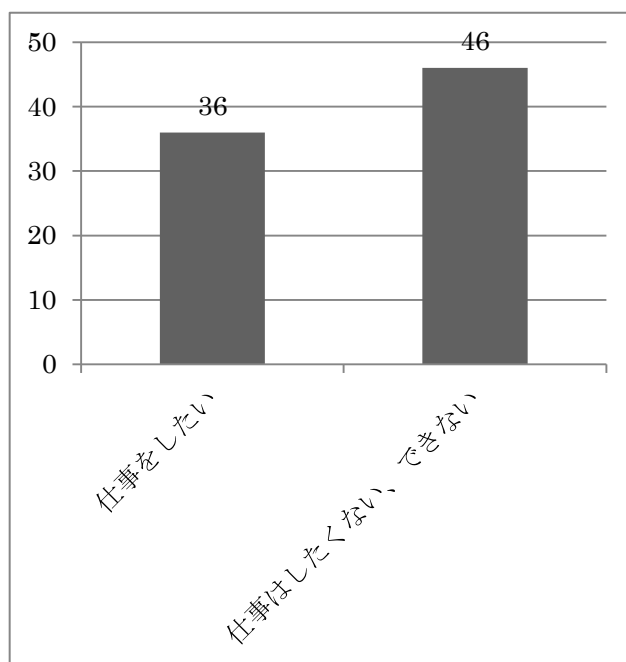
1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	40
2. 専業主婦(主夫)をしている	21
3. 自宅で過ごしている	48
4. 福祉施設、作業所等に通っている	31
5. 病院などのデイケアに通っている	4
6. 入所している施設や病院等で過ごしている	6
7. 特別支援学校(小中高等部)に通っている	5
8. その他	9



収入を得る仕事をしている方へ質問します。
どのような勤務形態で働いていますか

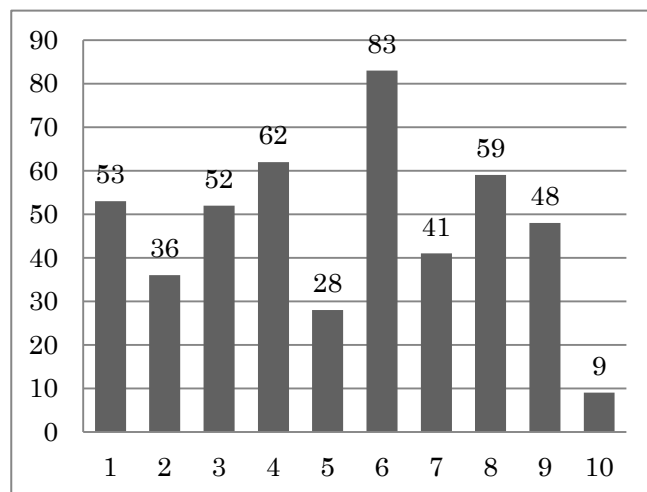


働いていない方(64歳以下)へ質問します。
あなたは今後、収入を得る仕事をしたい
と思いますか。



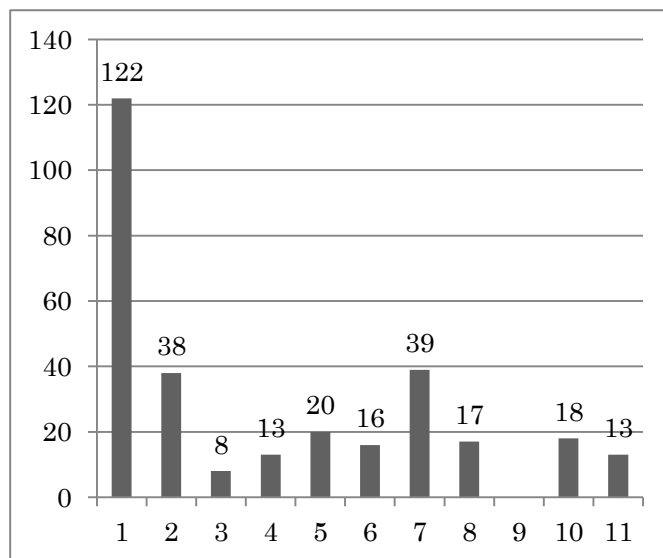
あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

1.通勤手段の確保	53
2.勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	36
3.短時間勤務や勤務日数等の配慮	52
4.勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	62
5.在宅勤務の拡充	28
6.職場の上司や同僚に障がいの理解があること	83
7.職場で介助や援助等が受けられること	41
8.具合が悪くなった時に気軽に通院できること	59
9.就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	48
10.その他	9



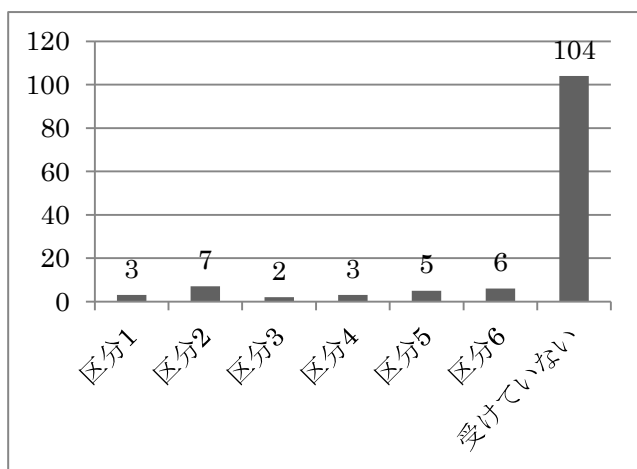
あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答可）

1.家族や親せき	122
2.友人・知人	38
3.近所の人	8
4.職場の上司や同僚	13
5.施設の指導員など	20
6.ホームヘルパーなどサービス事業所の人	16
7.かかりつけの医師や看護師	39
8.病院のケースワーカーや介護保険のマネージャー	17
9.民生委員・児童委員	0
10.相談支援事業所などの民間の相談窓口	18
11.その他	13



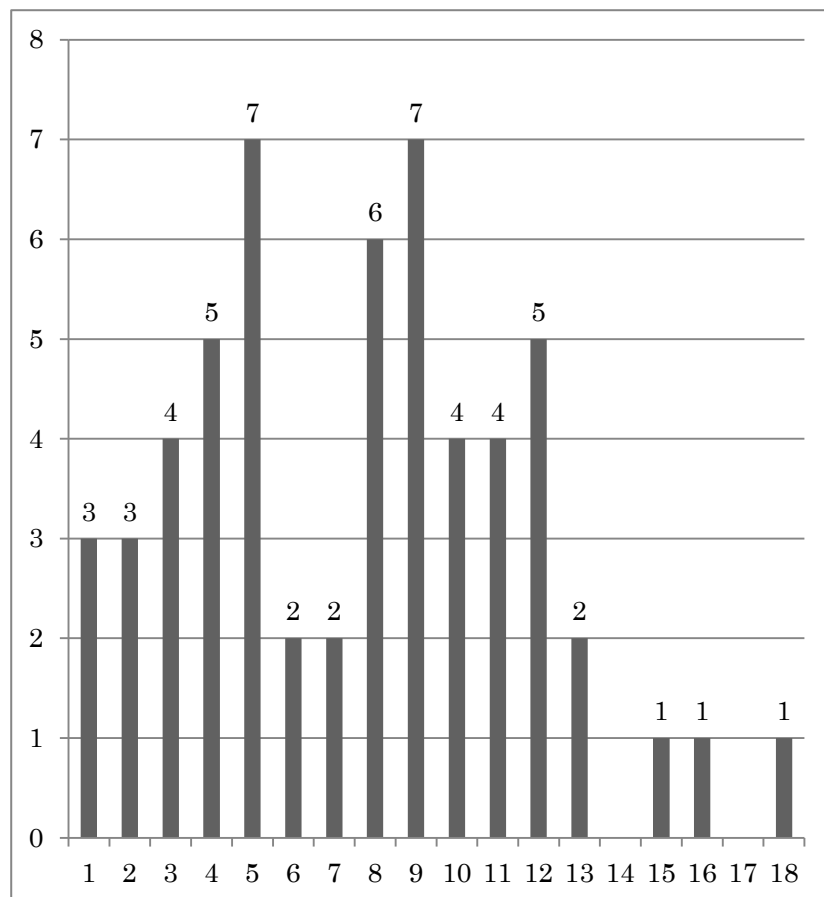
（２）障がい福祉サービスの利用について

あなたは障がい支援区分の認定を受けていますか。



現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスがありますか。

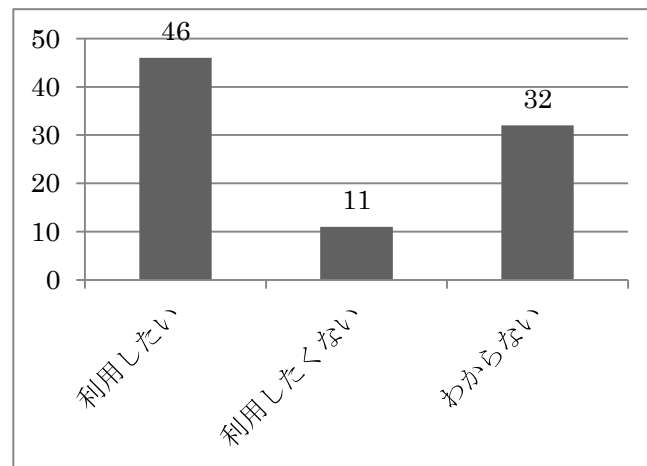
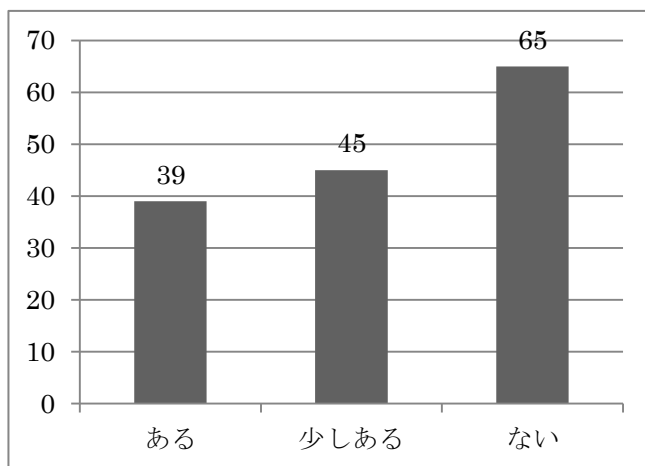
1.居宅介護(ホームヘルプ)	3
2.同行援護	3
3.行動援護	4
4.施設入所支援	5
5.短期入所(ショートステイ)	7
6.療養介護	2
7.生活介護	2
8.共同生活援助(グループホーム)	6
9.自立訓練(機能訓練、生活訓練)	7
10.就労移行支援	4
11.就労継続支援(A型、B型)	4
12.就労定着支援	5
13.計画相談支援	2
14.児童発達支援	0
15.放課後等デイサービス	1
16.障がい児相談支援	1
17.居宅訪問型児童発達支援	0
18.保育所等訪問支援	1



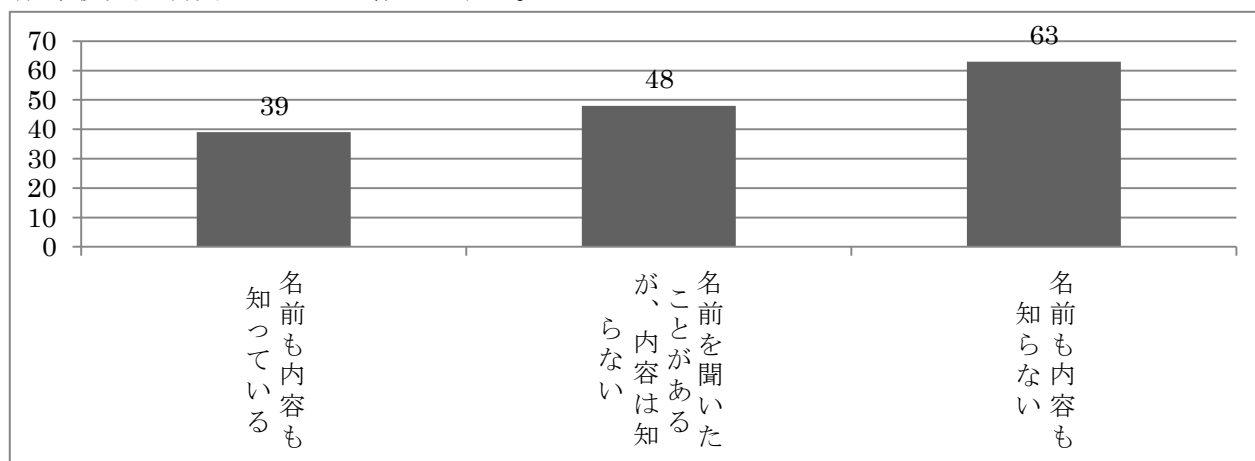
(3) 権利擁護について

あなたは障がいがあることで、毎日の暮らしの中でのいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことはありますか。

障がいがあることで日々の生活相談、お金の管理(お金の出し入れ)、福祉サービス等を適切に利用するための申請手続き支援を行ってくれる事業所があれば利用したいですか。

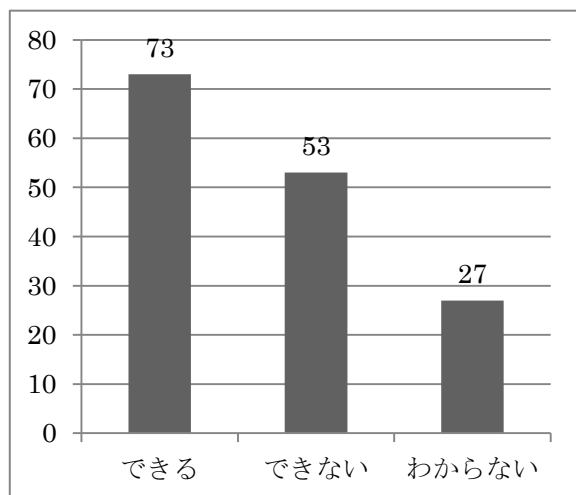


成年後見人制度についてご存じですか。

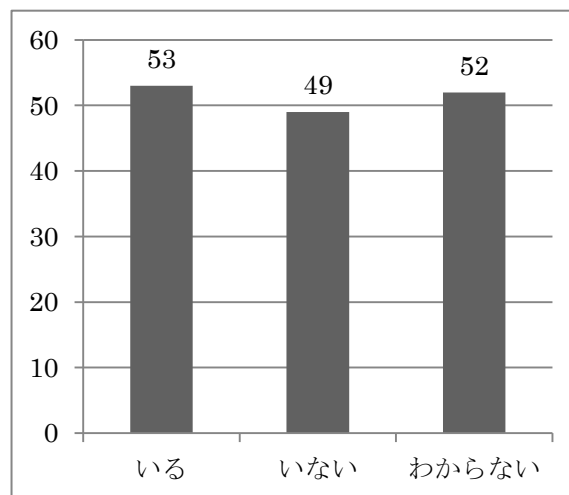


(4) 災害時の避難等について

あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

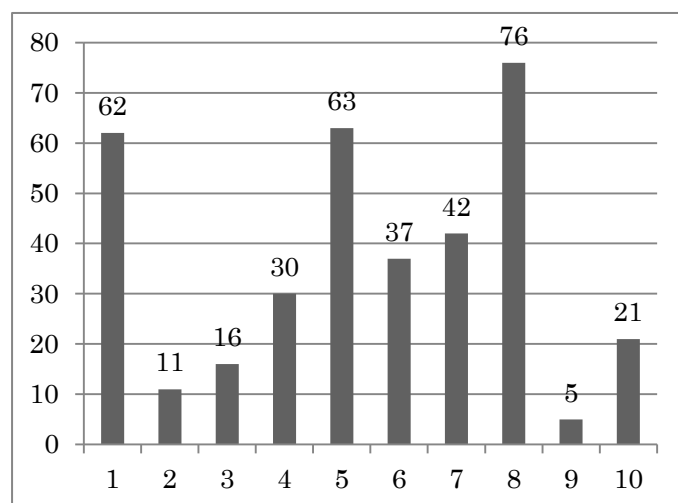


家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

1.投薬や治療が受けられない	62
2.補装具の使用が困難になる	11
3.補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	16
4.救助を求めることができない	30
5.安全なところまで、避難場所などの情報が入手できない	63
6.被害状況、避難場所などの情報が入手できない	37
7.周囲とコミュニケーションがとれない	42
8.避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	76
9.その他	5
10.特にない	21



(5) ニーズ調査結果からみた課題と方向性

①障がい福祉サービスの提供体制の充実

町内の手帳所持者の割合はわずかに減少していますが、障がい福祉サービスの実績は年々増えています。

増大するニーズに対応するため、福祉関係団体との連携や情報の共有、連携体制の構築等、事業者への支援も含めて、障がい福祉サービスの提供体制の充実が求められます。

また、障がい支援区分認定されていない方が多いとのアンケート結果となりました。そういった状況で、介護者は 60 歳以上の方が多く結果となり、いわゆる 8050 問題として捉え、介護分野での関係者等とも連携体制を構築し、福祉サービスが必要な方の発見や継続した支援が必要です。

②就労支援の充実

アンケート調査により、収入を得る仕事に就きたい方や、就労支援として勤務先の障がい者への理解・配慮が必要との結果となりました。今後、障がいのある方への理解を企業等へ求めるとともに、一般就労による障がい者雇用を促進する方策等を関係機関と進めます。

また、農福連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の課題に対して、障がい者が農業に関わることで補われるとともに、障がい者の就労機会の確保や収入の増加にも繋がるため継続していく必要があります。

③安心して地域に居住できる体制づくり

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、個々の実情に応じた内容で支援していくことが求められています。まずは、緊急性が考えられる方の個別支援計画を整備し、関係機関とともに連携・創意工夫により、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を目指します。

④福祉・保健・医療・介護の連携による一貫した支援体制の構築

乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期とライフステージに応じた一貫した支援の必要性が求められており、気軽に相談できる相談窓口が必要です。福祉・保健・医療・介護・その他の関係機関が連携を図り、障がいのある方に対して、生涯を通じた一貫した支援体制を構築し、地域生活において適切な医療等の支援を行い、障がい等の回復・改善を促進するだけでなく、生活の安定につなげていくことが必要です。

⑤地域との交流の促進

まちづくりの基本理念である「みんながつながる」まちづくりや「地域共生社会」を進めていくためには、住民や地域との交流が大切です。そのため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を図るとともに、地域における交流の機会の創出や、障がい及び障がいのある方に対する理解の促進を図り、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことのできる地域社会の構築が必要になります。

⑥要配慮者の具体的な支援体制の構築と障がいに応じた避難所の開設

令和2年7月の熊本・大分での大雨・洪水被害など、ここ数年、大規模災害が日本各地で発生しています。また、災害時の避難等に不安を抱えている方が多いとのアンケート結果となりました。本町では平成29年に避難行動要支援者の避難支援プランを改定しましたが、避難行動要支援者の更新や個別の避難経路など、定期的を確認すべき部分があるため、生活環境が変化している方への緊急時の対応を関係者としてしっかりと協議する必要があります。

これからは、新型コロナウイルス感染症の対策がなされている福祉避難所設営・運営が必要となります。そのために、正しい感染拡大防止や予防についての知識の取得と対応に努めることとともに、町民の理解を得て感染症対策を個々の判断で実践・習慣化していけるようお知らせしながら、収容人数も考慮した避難所の確保と運営が求められます。

町との協定を締結している福祉サービス事業所との協力体制の確認、災害時の利用者への安否確認、避難協力、施設の福祉避難所としての提供、避難場所へのヘルパー派遣等の協力関係について、具体的な訓練のなかで支援内容を共有し連携体制を強化する必要があります。

4 基本目標

(1) 基本目標の設定

「町民すべてがつながり、自分らしく安心した暮らしが続けられるまちづくり」に向けて、次の3つの目標を設定し、計画を推進します。

①基本目標 「自分らしく生活できるまちづくり」

自分らしく豊かな生活を送るためには、自分がしたいことを選択し、それに向けて適切な支援が受けられるサービスが必要です。円滑に福祉サービスへつなげる相談支援や障がい福祉サービスが適切に利用できるよう障がいの特性に応じた継続した支援が必要です。また、生きがいや就労意欲につながり、障がい者が自分にあった仕事を選択できるまちづくりを進めます。

②基本目標 「安心した生活ができるまちづくり」

毎日安心した生活が過ごせるよう地域資源を活用しながら生活環境の変化にも対応した支援を進めます。自分のライフスタイルを主体的に選択し、障がいのある方の多様な生き方を実現できるよう町内外にある資源も考えながら居住の場の整備や障がいのある子どもの幼少期からのライフステージを見通した支援の充実を進めます。

③基本目標 「町民すべてがともに支え合うまちづくり」

障がいがある方もない方も高齢者も子供も町民すべてがともに支え合い、交流ができるまちづくりをすすめていくとともに、国際社会の共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が目指す「誰一人として取り残さない」社会の実現につなげます。そのため、虐待防止や差別解消などの権利擁護を推進していくとともに、地域交流の機会創出を図り、障がいについての理解が得られるよう取り組みます。

また、災害時においての支援も考えた安全安心な暮らしができるまちづくりを進めます。

(2) 計画の体系

基本理念 「町民すべてがつながり、自分らしく安心した暮らしが続けられるまちづくり」

基本目標 I 「自分らしく生活できるまちづくり」

- ① 相談支援機能・福祉サービスの充実と自立して住める環境づくり
- ② 障がいのある方の就労への支援

基本目標 II 「安心した生活ができるまちづくり」

- ① 住み慣れた地域で安心した暮らしの確保
- ② 障がいのある子どもの幼少期からのライフステージを見通した支援

基本目標 III 「町民すべてがともに支え合うまちづくり」

- ① 障がいのある方の権利擁護
- ② 地域交流、地域活動への推進
- ③ 災害時の要配慮者への支援体制構築

(3) 基本目標の達成に向けた取組み

基本目標 I 「自分らしく生活できるまちづくり」

- ① 相談支援機能・福祉サービスの充実と自立して住める環境づくり

障がいのあるすべての方の個人の尊厳と自己決定を実現するために、各種支援についての情報提供とともに、一般的な相談、利用計画の作成に至るまでの総合的な支援体制の充実と相談機関との連携強化に取り組みます。

また、障がいのある方の自立生活の実現のため、障がいの早期把握に努めるとともに、障がいの状況に応じた適切な療育・自立訓練体制を強化します。

- ② 障がいのある方の就労への支援

障がいのある方一人ひとりの意思や能力に応じた選択ができる就労への支援と、職場への定着化を、一人ひとりの状態や日常生活にあわせた総合的な支援とともに図ります。さらに、雇用されている障がい者が事業所に対して要望したいことを把握し、その内容を事業所と情報共有し、障がい者への配慮や雇用条件などについて意見交換し理解を求めます。

また、地元生産者と障がい者が一緒に生産・加工している農産物などの経営拡大や販路拡大を目指し、安定した就労機会の確保と所得向上に繋がるよう支援します

基本目標Ⅱ 「安心した生活ができるまちづくり」

① 住み慣れた地域で安心した暮らしの確保

障がいのある方が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設に入所している方や入院している方が、地域生活に移行するための基盤づくりを進めます。そのため、障がいのある方の住まいの確保や日常生活の支援、保健・医療との連携、避難行動要支援体制など、さまざまな施策の充実を行います。必要に応じて、本人や介護者の高齢化などにより、包括支援センターや介護保険サービスと連携していくとともに、地域においての見守りや関係機関へ繋げていくための相談窓口として、地区の民生児童委員と共通理解を得ながら支援体制を構築します。

また、地域生活に移行するための基盤として、地域生活支援拠点の整備を行います。障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町と協定を結び、相談支援事業所や福祉サービス事業所、医療機関等との連携により、地域資源を最大限に活用した地域生活支援拠点の面的整備をすすめます。

② 障がいのある子どもの幼少期からのライフステージを見通した支援

児童の持てる能力や可能性を最大限に引き出すために、各機関と連携を図りながら、障がいの状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した一貫した支援を進めます。幼少期は、療育体制の充実と障がい児保育の実施、学童期は個々の教育ニーズに応じた学校教育と放課後等対策ができる環境の整備や機会を提供します。

また、障がいのある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。

基本目標Ⅲ 「町民すべてがともに支え合うまちづくり」

① 障がいのある方の権利擁護

精神・知的障がい者等で判断能力が不十分な方が、安心して地域生活ができるように、権利擁護事業を推進します。福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の推進、財産管理や生活・身上監護を行う成年後見制度の利用支援と助言を行います。また、会津坂下町生活課福祉健康班が窓口となり、障がい者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障がいのある方に対する虐待の防止に努めます。

② 地域交流、地域活動の推進

町内の福祉的施設や事業所の活動、農福連携による活動を紹介し、地域住民へ障がい者の理解を深めてもらうことや、障がい者自らが作業や活動してきたことの成果を発表する場を確保し、交流とともに福祉に関する情報の発信なども実施します。

③ 災害時の要配慮者への支援体制構築

災害時にも障がいのある方の安心・安全が確保できるように、具体的支援について要配慮者名簿の整備とともに支援体制を構築し、必要な情報等を行政区長や民生児童委員と共有します。また、障がいのある方の避難所に対する不安を解消するために、防災担当課と連携し、福祉避難所の確保やあり方を協力・関係団体と定期的に確認します。

(4) 重点的な取組み

会津坂下町障がい者計画においては、第六代会津坂下町振興計画における重点施策や、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における事業の進捗状況を踏まえた課題、ニーズ調査結果、会津坂下町自立支援協議会などの意見及び障がい福祉計画などの策定に係る国の指針などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取り組みを進めます。

I 就労支援の強化【基本目標I-②】

障がい者が一般労働者と同じ水準で常用労働者となり得る機会を確保することが求められており、常用労働者の数に対する障がい者雇用割合が設定されています。また、障がい者と農業従事者との農福連携事業も発展的・継続的な事業を推進していく必要があります。雇用・就業は、障がい者の自立・社会参加のための重要な柱といえますので、障がいのある方の能力に応じた職業への就労が実現できるよう就労支援体制の強化を図ります。

現在は、就労支援事業所を中心に、相談支援事業所と連携しながら就労への支援を進めていますが、一般企業への就職率は低い状況にあります。

また、国の方向としても、障がい福祉計画については、更に一般就労を進めること、就労移行支援事業の強化が求められています。

就労支援を強化するため、関係機関との連携により就労支援体制を充実し、就労の定着化を図ります。

① 関係機関との連携

学校、ハローワーク、就労支援事業所、相談支援事業所、町担当課等が連携を図りながら、一般就労を進めるとともに、定着支援の強化に努めます。また、障がいのある方の雇用を進めるように一般企業への働きかけを行います。

就労支援事業所以外でも、生産活動や就労につながるような訓練を行っているため、関係する福祉事業所とともに各関係機関と連携を図ります。

② 就労支援事業の強化

就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用者数を増加することで、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。

また、本町では若手認定農業者と福祉施設利用者との連携による農産物・農産加工品の作業や販売を支援してきました。本事業は継続的・発展的な取組が求められますので、就労場所や所得の確保に向け関係者と協力して支援をします。連携して収穫した農作物が町の新たな特産品となることを目指します。

Ⅱ 地域生活支援の充実【基本目標Ⅱ-①】

障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるように、在宅サービスの充実や安心して住める環境づくりが必要とされています。

また、親の高齢化により複合的な課題を抱える家庭が多くなっているとともに、親亡き後に地域で安心して過ごすための支援も求められています。

国の方向としても、障がい福祉計画の中で、施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活への移行のさらなる推進が示されています。

そのため、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域生活支援拠点の整備や権利擁護事業の更なる普及・充実に取り組みます。

① 地域生活支援拠点の整備

障がいのある方の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連携により、地域資源を最大限に活用した地域生活支援拠点の面的整備を柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町と協定のもと連携して整備します。

※地域生活支援拠点とは、支援困難な障がい児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門の人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを備えること。

Ⅲ 避難誘導・安否確認体制の整備【基本目標Ⅲ-③】

近年、豪雨災害等の大規模災害が頻発し、多くの障がい者の方々が被災され、こうした方々の避難の実効性を確保することは喫緊の課題となっています。町の防災担当・福祉担当が主体となって、医療・保健・福祉等の各関係機関と連携し、福祉関係者等の協力も得ながら、地域住民等と一体となって取組を推進していくことが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に基づいた避難所の設営が必要です。

① 要配慮者の支援体制の構築と障がいに応じた避難所の開設

避難行動要支援者の避難支援プランを策定しましたが、これは本人の同意がなければ登録できないこととなっており、支援者の外出時の対応等について必ずしも考慮しての登録とはいえないものとなっています。そういった方に対してや、潜在的に支援が必要な方への支援として、家庭や健康状態が変化してくるための更新や個別の避難経路の見直しなど、緊急時の対応について関係者と協議を行います。

新型コロナウイルス感染症の対策がされた避難所設営と運営ができるよう関係機関と連携を図り、町民一人ひとりが感染症に対する理解と知識を持って、避難所生活が守れるよう対策を講じます。

また、各福祉事業所との協力体制のもと、災害時の利用者への安否確認や避難協力、避難場所へのヘルパー派遣等の協力関係についても、防災訓練のなかで支援内容を共有し連携体制を強化します。

【農福連携】

農福連携とは、農業分野と福祉分野が連携して農産物等の生産に取り組むことです。これにより、「農業」が抱える担い手不足と「福祉」が抱える雇用確保問題について解決するひとつの仕組みづくりとして創設されました。

当町でも平成28年度より、町内の若手認定農業者と福祉施設利用者が手を取り、一年を通して、「ジャンボにんにく」や「落花生」などを生産し、販売をしています。



ジャンボにんにく定植
(福祉施設利用者による秋の作業風景)



販売促進
(コラッセふくしま(福島市)にてPR)



集合写真
(ジャンボにんにくの収穫時)



ジャンボにんにくとガリ塩
(無添加にんにく塩(農産加工品)のガリ塩)

第2章 第7期障がい福祉計画

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

第6期障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）の計画期間が終了となるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）の規定により、本計画を改定します。国の基本指針で示される、福祉サービスについての成果目標の設定、およびその実現のための方策や、提供体制の確保等に関する内容について、障がい者計画の基本理念に基づき策定します。

(2) 計画の期間

国の基本指針に基づき令和6年度～令和8年度の3年間とします。

(3) 計画の考え方

①障がい福祉計画の目的

障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮し、障がい者計画の基本目標の達成を目的として、障がい福祉計画を策定します。

- 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 障がい福祉人材の確保・定着
- 障がい者の社会参加を支える取り組みの定着

②サービスの提供体制の確保に関する方針

i) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障がいのある方が自分らしく地域生活を営むことができるよう、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、安定的に支援が供給されるよう関係機関との調整を行います。

- 必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び、地域生活支援拠点の機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がいのある方等に対する支援体制の充実
- 依存症対策の推進

ii) 相談支援

障がいのある方が地域において自立した日常生活および社会生活を営むために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

また、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置により、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

2 本町の障がい福祉の現状

(1) 第6期障がい福祉計画の評価

第6期障がい福祉計画の成果目標について、数値目標の設定がある5項目について、達成状況の評価をします。「地域生活移行者数」「入所者削減見込み」「就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数」等については達成しましたが、それ以外の目標は未達成となりました。この結果を踏まえ、本計画期間において、新たな目標を設定し、更なる取り組みの強化を図ります。

入院・福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	実績	考え方
令和元年度末の入所者数		15人	令和2年3月31日の数
【目標値】地域生活移行者数	1人	1人	令和5年度末までにグループホーム等へ地域移行する人の数
	6.7%	6.7%	
【目標値】令和5年度末の入所者数	14人	14人	令和6年3月31日の数
【目標値】入所者削減見込み	1人	1人	令和5年度末段階での削減見込数
	6.7%	6.7%	

地域生活支援拠点の整備

項目	数値	実績	考え方
令和2年3月31日時点の整備数		0か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標値】整備数	5か所	4か所	令和5年度末時点の整備か所数
令和2年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数		5回／年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	6回／年	4回／年	令和5年度末時点の検証・検討回数

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者		3人	令和元年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】一般就労移行者数	6人	3人	令和5年度の福祉施設を退所した一般就労者数
	2.0倍	1.0倍	
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数		2人	令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者
【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	3人	0人	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者
	1.5倍	1倍	
令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数		0人	令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者
【目標値】就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者
	1倍	1倍	
令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数		1人	令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者
【目標値】就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	2人	3人	令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者
	2.0倍	3.0倍	
【目標値】一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	6人	3人	令和5年度の福祉施設を退所した一般就労者のうち、就労定着支援事業の利用者数
	1.0倍	0.5倍	
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数		0か所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
令和5年度の就労定着支援事業所数	0か所	0か所	令和5年度の就労定着支援事業所数
【目標値】就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	0か所	就労定着支援事業所のうち、令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所数
	1%	1%	

相談支援体制の充実・強化等

項目	数値	実績	考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	0回	0回	令和5年度の指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	3回	0回	令和5年度の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	8回	1回	令和5年度の実施回数

障がい福祉サービス等の質の向上

項目	数値	実績	考え方
障がい福祉サービス等に係る研修への職員の参加数	2人	2人	令和5年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果の共有体制	無	無	令和5年度の体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果の共有回数	1回	0回	令和5年度の実施回数

(2) 障がいのある方の実態調査

今回の計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や、福祉に関する意識、意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。調査は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および福祉サービスを利用されている方を対象に実施しました。対象者344名へ調査票を送付し、136名の回答（紙回答124名、Web回答12名）でした。

回答の結果は p.63 に掲載しています。

＜アンケートの結果から見える課題＞

- ・主たる支援者の年代は70歳以上が最も多く、8050問題の傾向である
- ・現在の生活の場所が障がい者施設と回答した人数に対して、今後障がい者施設での生活を希望すると回答した人数の方が少ないことから、地域生活移行の希望がある
- ・経済的な支援に対しての希望が多く、現在就労していない方で4割程の方が仕事をしたいと回答するなど、就労への希望がある
- ・就労に際しての支援では、障がいへの理解を求める声が最も多い
- ・サービスの利用については、日中活動系のサービスを使っている方が多い
- ・サービス事業所が少ないことで、回数や時間が足りないという不満の声もある
- ・短期入所のサービスは、新型コロナウイルス感染症の拡大のため新規受け入れが制限されていたこともあり、制限が解除されたことで利用の希望が増えている
- ・成年後見制度は7割以上の方が知らない

3 目標と取組み

国の基本指針により定められた指標について、第6期の取り組みの結果、およびアンケートの結果等を踏まえ、本計画期間の数値目標の設定、および目標達成のために必要となるサービスの見込量と、見込量達成のための方策を定めます。

(1) 数値目標

①入院・福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者福祉法第3条第2号で「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と定められているように、生活の場所について、本人の意思や希望、選択が尊重される事が求められています。

アンケート結果において、「現在の生活の場所」が福祉施設と回答した方の数に対し、「今後の暮らしたい場所」を福祉施設と回答した方の数が少ない（施設を退所しての生活を希望されている）結果となっていますので、本計画期間において地域生活への移行の支援を行います。

項目	数値	目標値	考え方
福祉施設入所者数	14人	13人	令和4年度末実績に対する 令和8年度末の入所者数
地域生活移行者数:1人（7.1%） 【国の指標:令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行】 削減見込数:1人（7.1%） 【国の指標:令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減】			

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国で示す成果目標では、精神障がいのある方の精神科病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とされています。

本町では、日頃より、福祉担当者、保健師、医療機関、訪問看護ステーション、事業所等で連携し、精神障がいのある方への支援を行っています。しかし、国が定める目標を達成するためには、特に地域や医療機関との協同や町内外の関係機関と継続した連携が必要であると考えますが、町単独での対応は困難であることから、会津圏域で設置している検討会議を協議の場として進めます。

③地域生活支援の充実

地域生活への移行の支援、および地域での生活の支援体制を充実させることを目的に、地域生活支援拠点の整備を、令和2年度より柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町との6町村で協定を締結し、会津西部地域圏域で広域的に取り組んでいます。令和5年度現在、緊急時の一時的な受け入れ先として、ゆきわり荘：会津美里町、会津寿楽荘：会津坂下町、福柳苑：柳津町、高田厚生病院：会津美里町の3つの施設および1つの医療機関と協定を締結しています。今後も機能の拡充にむけて、圏域内の地域資源を活用した地域生活支援拠点の整備を推進します。

地域生活支援拠点の機能

【相談】

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、連絡体制の確保や、緊急の事態の対応などのクライシスプランの作成や相談を行う

【緊急時の受け入れ・対応】

クライシスプランに基づいて、緊急時の受け入れ先としての短期入所の利用や、急病などの状態変化時の医療機関の受け入れなどの体制を確保する

【体験の機会・場】

地域移行支援や親元からの自立に向けた、共同生活援助等のサービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する

【専門的人材の確保・養成】

医療的ケアや行動障がいなど、専門的な対応が必要となる障がい者に対応できる人材等の養成と、理解を深めるための研修会等を開催する

【地域の体制づくり】

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制を構築する

※会津寿楽荘・福柳苑は特別養護老人ホームですが、障がい福祉サービスのショートステイの許可を受けています。

項目	数値	目標値	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1か所	6か所	令和4年度末に実績に対する 令和8年度末の設置箇所数
地域生活支援拠点等の 運用状況の検証・検討回数	6回／年	6回／年	整備の進捗および運用状況の検証・検討回数

④福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、令和8年度の移行目標を令和3年度の1.28倍以上（うち就労移行支援事業1.31倍、就労継続A型1.29倍、就労継続B型1.28倍）にすることとされています。令和3年度の実績は就労継続支援B型事業から一般就労へ3人移行しています。本計画期間では、就労移行支援を通じた移行につなげられるよう、1人増の目標とします。

また、一般就労へ移行した方の定着も重要であることから、就労定着支援の利用者数を一般就労移行者のうち7割以上とし、令和3年度の1.41倍以上とすることとされています。町内に就労支援定着事業所はありませんが、引き続き会津圏域内にある事業所との連携により一般就労移行への推進および定着を図ります。

（１）福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	目標値	考え方
一般就労移行者数	3人	4人	令和3年度実績に対する 令和8年度の一般就労への移行人数合計
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	0人	1人	令和3年度実績に対する 令和8年度の就労移行支援事業から一般就労への移行人数
就労継続支援事業(A型)から一般就労への移行者数	0人	0人	令和3年度実績に対する 令和8年度の就労継続支援事業(A型)から一般就労への移行人数
就労継続支援事業(B型)から一般就労への移行者数	3人	3人	令和3年度実績に対する 令和8年度の就労継続支援事業(B型)から一般就労への移行人数
合計人数:1人増（1.33倍） 【国の指標:令和3年度実績の1.28倍以上】 就労移行支援から一般就労への移行人数:1人増（皆増） 【国の指標:令和3年度実績の1.31倍以上】 就労継続支援(A型)から一般就労への移行人数:0人（増減なし） 【国の指標:令和3年度実績の1.29倍以上】 就労継続支援(B型)から一般就労への移行人数:3人（増減なし） 【国の指標:令和3年度実績の1.28倍以上】			

（２）就労定着支援事業の利用者

項目	数値	目標値	考え方
就労定着支援事業の利用者数	2人	3人	令和3年度実績に対する 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
就労定着支援事業利用者数:1人増（1.50倍） 【国の指標:令和3年度実績の1.41倍以上】			

⑤相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図る体制を確保することとされています。令和4年度に柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町との6町村で協定を締結し、令和5年10月より会津西部基幹相談支援センターを設置しました。今後、事例検討や研修会、特に対応に苦慮するケースの多い強度行動障がいについてなど、専門的な指導等を実施することにより、支援者の育成と支援体制の強化を図ります。また、6町村で広域的な設置をしたことで、他町村の事例等の情報共有や、社会資源の相互活用できるため、より効果的、効率的な体制の強化を図ります。

項目	数値	目標値	考え方
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	0件／年	2件／年	令和4年度実績に対する令和8年度の実施回数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	0件／年	2件／年	令和4年度実績に対する令和8年度の実施回数
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施	0回／年	6回／年	令和4年度実績に対する令和8年度の実施回数
個別事例の支援内容の検証の実施	0回／年	6回／年	令和4年度実績に対する令和8年度の実施回数

⑥障がい福祉サービス等の質の向上

障害者総合支援法の基本理念の達成のためには、利用者が真に必要なサービス等の提供が重要です。そのため、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析するなどして、サービスの利用状況を把握し、必要なサービスが提供できているのか検証を行います。また、県が実施する各種研修の参加や、指導監査結果を共有するなどし、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

項目	数値	目標値	考え方
障がい福祉サービス等に係る研修への職員の参加数	2人／年	3人／年	令和4年度実績に対する令和8年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果の共有体制	無	有	令和4年度末に対する令和8年度末の体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果の共有回数	0回／年	1回／年	令和4年度実績に対する令和8年度の参加人数

⑦権利擁護に向けての支援体制の連携強化

精神上（知的障害・精神障害）の障がいにより判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念（障がいのある方も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を作る理念）のもと、令和4年度に設置された会津権利擁護・成年後見センターと連携して、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、障がいのある方の多様な要望や特性にも対応できるよう、関係機関と連携により生活自立支援事業の利用促進について取組めます。

障がい者虐待は介護者との長年の家庭関係や金銭管理など複雑な要因も想定されるため、会津坂下町障害者虐待防止・対応マニュアルに基づき、複数の関係機関と連携を取りながらチームとして対応します。

項目	数値	目標値	考え方
成年後見制度に関する協議の実施回数	1回／年	3回／年	令和4年度実績に対する 令和8年度の実施回数

(2) サービスの仕組みとその内容

障害者総合支援法に基づき提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇自立支援給付（障がい福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅などにサービス事業者が訪問し提供される支援サービス）	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がい、常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動に著しい困難を有する方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障がい者等包括支援	重度の障がいがある方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい・精神障がいのある方に、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	日中、就労や福祉サービスを利用している方に、一定期間、夜間の居住の場所を提供し、帰宅後の日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労選択支援	本人の希望、就労能力や適性等の評価を行い、適切な就労先、働き方や就労系の福祉サービスが選択できるよう支援するサービス
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題を解決できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス

	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護などを提供するサービス
居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス）		
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談援助等を行うサービス
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス		
	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を言い、障がい福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用計画を作成するサービス
	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
	地域定着支援	居宅において単身等の状況にて生活する障がい者につき、当該障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

◇地域生活支援事業

地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）	
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者で、成年後見人制度にかかる審判請求が可能な親族が存在しない（できない）場合に町長が審判請求を行う事業
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
日常生活用具給付事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利あるいは容易にするものの給付等を行う事業
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業
自動車改造助成事業	重度身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成する事業
訪問入浴サービス事業	歩行が困難な重度障がいのある方の居宅を訪問し、浴そう車で入浴介護のサービス
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業
福祉ホーム事業	社会復帰を希望し、現に住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰の促進及び自立の促進を図る事業
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者(児)等に、聴覚障がい者(児)等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、聴覚障がい者(児)等の社会生活上の利便を図り、聴覚障がい者(児)等の福祉の向上を図る事業

(3) サービスの見込量と見込量確保のための方策

①訪問系サービス

i) 見込量

第6期の期間の実績は、令和3年度が最も多く、21人で367時間の利用となっています。第5期の最終年の令和2年度で447時間と増加していましたが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、短期入所などのサービスが受け入れできなくなった結果、代替として訪問系のサービスが増加したと考えられます。現在は、入所系の施設でも通常の受け入れが再開しているため、訪問系のサービスも感染症の流行以前の推移に戻ると推測し、第7期の見込量は第6期と同じく350時間、25人とします。

(時間、人/月)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
・居宅介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援	サービス量	時間	計画	350	350	350	350	350	350
			実績	367	304	352			
		%	計画比	104.9%	86.9%	100.6%			
	実利用者数	人	計画	25	25	25	25	25	25
			実績	21	20	21			
		%	計画比	84.0%	80.0%	84.0%			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

ii) 見込量確保のための方策

変動はあまりないとの見込みのため、現在の福祉施設や相談支援事業所等と連携し、安定的なサービスの提供ができる体制を継続します。

②日中活動系サービス

i) 見込量

アンケートの結果から、生活介護および就労継続支援B型が現在利用されている方が多いサービスであることが分かります。また、今後の利用希望についても日中活動系のサービスは需要が多い状況であることが分かります。

生活介護については、現在、会津管内の事業所での受け入れ数が飽和状態のため、現状がほぼ上限と推測します。また、就労継続支援B型は、新たに開所を予定している事業者があることから、令和7年度から利用者、サービス量とも増加すると見込みます。短期入所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受け入れの制限がされていた事により、アンケート結果で今後の利用希望の方が多く結果となっています。現在は受け入れが再開してきているため、感染症の流行以前と同程度に利用が増加すると見込みます。宿泊型自立訓練は、利用者が自立生活へ移行したことにより、対象者がなくなり、現状新たな利用予定者がいないため見込量は0とします。

(人日、人／月)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	サービス量	人日	計画	6 1 2	6 1 2	6 1 2	6 6 0	6 6 0	6 6 0
			実績	6 3 9	6 3 8	6 5 9			
		%	計画比	104.4%	104.2%	107.7%			
	実利用者数	人	計画	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7
			実績	3 5	3 5	3 6			
		%	計画比	94.6%	94.6%	97.3%			
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日	計画	1 7	1 7	1 7	5	5	5
			実績	1	0	0			
		%	計画比	5.9%	0.0%	0.0%			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1	0	0			
		%	計画比	100.0%	0.0%	0.0%			
就労移行支援	サービス量	人日	計画	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6
			実績	1	2	1 7			
		%	計画比	6.3%	12.5%	106.3%			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	2	2	2
			実績	2	3	3			
		%	計画比	100.0%	150.0%	150.0%			
宿泊型自立訓練	サービス量	人日	計画	3 0	3 0	3 0	0	0	0
			実績	2	0	0			
		%	計画比	6.7%	0.0%	0.0%			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	0	0	0
			実績	1	0	0			
		%	計画比	100.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 (A型)	サービス量	人日	計画	3 2	3 2	3 2	6 5	6 5	6 5
			実績	5 2	4 5	6 3			
		%	計画比	162.5%	140.6%	196.9%			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	2	2	2
			実績	3	3	3			
		%	計画比	150.0%	150.0%	150.0%			
就労継続支援 (B型)	サービス量	人日	計画	7 6 5	7 6 5	7 6 5	7 7 0	9 2 0	9 2 0
			実績	7 7 0	7 7 2	7 4 3			
		%	計画比	100.7%	100.9%	97.1%			
	実利用者数	人	計画	5 0	5 0	5 0	5 0	6 0	6 0
			実績	5 2	4 6	4 8			
		%	計画比	104.0%	92.0%	96.0%			
就労選択支援	実利用者数	人	計画	—	—	—	—	0	0
			実績	—	—	—	令和7年度からの新規サービスのため実績および令和6年度の見込み量はありません		
		%	計画比	—	—	—			
就労定着支援	実利用者数	人	計画	1	1	1	3	3	3
			実績	2	1	0			
		%	計画比	200.0%	100.0%	0.0%			
療養介護	実利用者数	人	計画	4	4	4	5	5	5
			実績	5	5	4			
		%	計画比	125.0%	125.0%	100.0%			
短期入所 (ショートステイ)	サービス量	人日	計画	4 1	4 1	4 1	4 5	4 5	4 5
			実績	8	1 4	3 3			
		%	計画比	19.5%	34.1%	80.5%			
	実利用者数	人	計画	1 3	1 3	1 3	1 5	1 5	1 5
			実績	2	6	1 0			
		%	計画比	15.4%	46.2%	76.9%			
自立生活援助		人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

ii) 見込量確保のための方策

生活介護などは、事業所の受け入れ数が飽和状態であり、希望通りの利用数の確保が困難な状況にあり、アンケートの結果でも、日中を過ごす場がないため困っているという声が聞かれる状況にあります。サービス事業所からは人材不足により受入数を増やすことが難しいとの声が聞かれていることから、事業所とともに受け入れ体制の確保に向けた取り組みを行います。

また、就労移行支援の活用等により、本人の特技、特性を活かして、生活介護から就労継続支援へ、さらには就労継続支援から一般就労への移行者を増やし、収入の面でも本人の自立につながるよう、サービス事業所や相談支援事業所と連携した支援に加え、一般企業に対して障がいのある方の雇用拡大に向けた取り組みの推進を図ります。

③居住系サービス

i) 見込量

居住系のサービスは、生活をする場の確保であり、とても重要なサービスであるため継続して支援する必要があります。また、本計画では施設入所等からの地域生活への移行者の目標を1名としているため、施設入所支援を計画期間中に1名減少するよう目標を定めます。

(人日、人／月)

	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	計画	21	21	21	24	24	24
		実績	24	22	18			
	%	計画比	114.3%	104.8%	85.7%			
施設入所支援	人	計画	15	15	14	14	14	13
		実績	14	14	14			
	%	計画比	93.3%	93.3%	100.0%			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

ii) 見込量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行の推進に関しては、本人の意思を尊重し、移行に際して支障となっている要因や、必要とする支援を適切に把握し、必要に応じて、地域生活支援拠点等の活用等による支援を実施します。

また、グループホームは、地域生活への移行先として、事業所と連携して受け入れ態勢の確保に努めます。

④相談支援サービス

i) 見込量

サービスの利用に際して必要となる利用計画（プラン）を作成するための計画相談支援は、障がい福祉に対する需要の多様化、複雑化により、サービスの利用は今後も増加することが予想されます。第6期の実績は見込量を下回っていますが、今後の増加を見込んだ試算とします。

また、入所施設等から地域への移行の人数の目標を、本計画期間中に1名を目標としていることから、地域移行支援の見込みを1名とします。

(人／月)

	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	計画	121	121	121	120	120	120
		実績	119	108	101			
	%	計画比	98.3%	89.3%	83.5%			
地域移行支援	人	計画	0	0	0	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	—	—	—			
地域定着支援	人	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	%	計画比	—	—	—			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

ii) 見込量確保のための方策

介護者である親の高齢化に伴う8050問題や、サービス利用者本人の高齢化による介護保険への移行などの課題もありますが、切れ目なく、スムーズにサービスを提供できるよう相談支援事業所と連携した支援を行います。

また、各地区の民生児童委員の協力や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、潜在的に支援を必要としている方の把握に努め、地域の中で取り残されることなく支援を受けられることができるよう対応します。

※8050問題とは、主に子の介護を担ってきた親が高齢により介護が必要となることで、子の介護をする人がいなくなってしまう等の問題。

⑤地域生活支援事業

i) 見込量

成年後見制度利用支援事業や意思疎通支援事業などは利用実績がありませんでした。

移動支援事業の第6期の実績は、通所や通学時など、毎日の利用がなかったことなどにより、見込み量を下回る実績となりました。第7期の見込量は、第6期の実績を基に見込みます。

訪問入浴は、第6期の期間中に新規の利用者が増えたため、見込量に対して大きく上回っています。そのため、第7期の見込量については、現在の利用者の状況を基に設定します。

(箇所、人、件、時間、回/年)

事業名		単位	区分	第6期			第7期			
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1. 成年後見制度利用支援事業		人	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	0	0	0				
2. 意思疎通支援事業										
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		人	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	0	0	0				
②手話通訳者設置事業		人	計画	0	0	0	0	0	0	
			実績	0	0	0				
3. 移動支援事業		実利用者数	人	計画	5	5	5	3	3	3
			実績	4	2	2				
			%	計画比	80.0%	40.0%	40.0%			
		延べ利用時間数	時間	計画	1 2 9	1 2 9	1 2 9	5 0	5 0	5 0
			実績	2 5	5 6	4 0				
			%	計画比	19.4%	43.4%	31.0%			
4. 日常生活用具給付等事業										
①介護・訓練支援用具		件	計画	2	2	2	2	2	2	
			実績	3	0	0				
			%	計画比	150.0%	0.0%	0.0%			
②自立生活支援用具		件	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	0	1	1				
			%	計画比	0.0%	100.0%	100.0%			
③在宅療養等支援用具		件	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	2	2	0				
			%	計画比	200.0%	200.0%	0.0%			
④情報・意思疎通支援用具		件	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	2	1	0				
			%	計画比	200.0%	100.0%	0.0%			
⑤排泄管理支援用具		件	計画	4 4 6	4 4 6	4 4 6	4 0 0	4 0 0	4 0 0	
			実績	3 6 3	3 9 8	4 0 0				
			%	計画比	81.4%	89.2%	89.7%			
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	1	1	3				
			%	計画比	100.0%	100.0%	300.0%			

(箇所、人、件、時間、回／年)

事業名		単位	区分	第6期			第7期		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
5. 地域活動支援 センター	実施個 所数 (他市 町村)	箇所	計画	2	2	2	2	2	2
			実績	2	2	2			
		%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
	利用者数	人	計画	6	6	6	6	6	6
			実績	5	5	6			
		%	計画比	83.3%	83.3%	100.0%			
6. 日中一時支援事業		人	計画	2 2	2 2	2 2	2 0	2 0	2 0
			実績	1 8	1 6	1 7			
			%	計画比	81.8%	72.7%			
7. 自動車改造助成事業		人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
			%	計画比	0.0%	0.0%			
8. 訪問入浴	サー ビス 量	回	計画	1 0 6	1 0 6	1 0 6	2 5 0	2 5 0	2 4 0
			実績	1 3 0	2 1 8	2 4 6			
		%	計画比	122.6%	205.7%	232.1%			
	実 利用 者 数	人	計画	1	1	1	3	3	3
			実績	2	4	3			
		%	計画比	200.0%	400.0%	300.0%			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

ii) 見込量確保のための方策

地域活動支援センターについては、他市町村にある事業所と連携しながら、現在の実施か所数の維持と機能の充実を図ります。

日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業については、実績値を見極めながら安定した支援の提供体制を確保します。

第3章 第3期障がい児福祉計画

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の計画期間が終了となるため、児童福祉法の規定により、本計画を改定します。国の基本指針で示される、福祉サービスについての成果目標の設定、およびその実現のための方策や、提供体制の確保等に関する内容について、障がい者計画の基本理念に基づき策定します。

(2) 計画の期間

国の基本指針に基づき、令和6年度～令和8年度の3年間とします。

(3) 計画の考え方

①障がい児福祉計画の目的

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮し、障がい者計画の基本目標の達成を目的として、障がい児福祉計画を策定します。

- 障がいのある子どもが生まれ育った地域での生活ができるための支援
- 町を基本とした実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

②サービスの提供体制の確保に関する方針

i) 障がいのある子どもの支援

こども基本法において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されていること」と規定されていることに加え、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。そのため、障がいのある子どもの支援については、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保および保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障がいのある子どもおよびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるため、下記の内容について取り組みます。

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 医療的ケア児や強度行動障害など特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

ii) 相談支援

障がいのある子どもの相談支援は、障がいの疑いがある段階から、本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関へつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、障がいのある方に対する相談支援と同様に、質の確保およびその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

2 本町の障がい児福祉の現状

(1) 第2期障がい児福祉計画の評価

第2期障がい児福祉計画の成果目標については、児童発達支援センターの整備や、重症心身障がい児を支援する事業は、町単独では設置が困難であることから、目標値として設定できていません。医療的ケア児に対しての支援体制については、目標を達成しています。

児童発達支援センター等の整備

項目	数値	実績	考え方
令和2年3月31日時点の整備数		0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】令和5年度の整備数	0か所	0か所	児童発達支援センター設置数

重症心身障がい児を支援する事業所の整備

(1) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	数値	実績	考え方
令和2年3月31日時点の整備数		0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】令和5年度の整備数	0か所	0か所	令和5年度末までの整備か所数

(2) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	数値	実績	考え方
令和2年3月31日時点の整備数		0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】令和5年度の整備数	0か所	0か所	令和5年度末までの整備か所数

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

(1) 関係機関の協議の場の設置

項目	数値	実績	考え方
令和2年3月31日時点の協議の場の数		0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】令和5年度の整備数	1か所	1か所	令和5年度末までの整備か所数

(2) コーディネーターの配置

項目	数値	実績	考え方
令和2年3月31日時点の配置数		0人	令和元年度末の配置数
【目標値】令和5年度の配置数	0人	2人	令和5年度末までの配置数

(2) 障がいのある子どもの実態調査

障がいのある方の実態調査のためのアンケート調査の中で、障がいのある子どもに関する回答内容は以下のような結果でした。

回答の結果は p.63 に掲載しています。

＜アンケートの結果から見える課題＞

- ・サービスの利用は放課後等デイサービスの利用が多い
- ・事業所が少ないため、サービスに不満があっても選択肢がない

3 目標と取組み

国の基本指針により定められた指標について、第2期の取り組みの結果、およびアンケートの結果等を踏まえ、本計画期間の数値目標の設定、および目標達成のために必要となるサービスの見込量と、見込量達成のための方策を定めます。

(1) 数値目標

①児童発達支援センター等の整備および地域社会への参加・包容の推進

国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とされていますが、市町村単独が困難な場合には、圏域での設置であっても構わないとされています。そのため、町単独での設置ではなく会津圏域内にある事業所と連携を取りながら利用できる体制を継続します。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援や保育所等訪問支援等を活用しながら取り組みます。

②重症心身障がい児を支援する事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされていますが、町単独での事業所設置は困難であるため、県内や会津圏域内にある事業所と連携を取りながら利用できる体制を継続します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが日常的に必要な医療的ケア児が、適切な支援を受けられるように、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることおよび医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をするよう国の指針に示されております。現在当町には、2名のコーディネーターが配置されており、今後予定されている幼稚園通園に向けた対応の検討などについて協議をしています。今後も医療的ケア児とその家族が、安心して地域生活を送れるよう、先行して取り組んでいる事例等を参考にしながら協議します。

項目	数値	目標値	考え方
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所	令和4年度末に対する 令和8年度末の協議の場
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2名	2名	令和4年度末に対する 令和8年度末の配置人数

(2) サービスの仕組みとその内容

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇障がいのある児童に向けたサービス

通所系サービス（障がいのある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援 (医療型含む)	障がいのある児童（療育の必要な児童）に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※医療型児童発達支援では上記とともに治療を提供
放課後等デイサービス	就学時に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
訪問系サービス（自宅や保育所等において利用するサービス）	
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
相談支援サービス	
障害児相談支援	児童に向けたサービスを利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、サービス利用開始後、一定期間毎にモニタリングを行う等のサービス

(3) サービスの見込量と見込量確保のための方策

①障がいのある児童に向けたサービス

i) 見込量

障がいのある子どものサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援でそれぞれ増加傾向にあります。これは障がいの疑いの段階からの早期発見・早期利用が推進されてきていることによるためです。今後も新たな利用者の増加が見込まれますが、成長により障がい児のサービスから障がい者のサービスへ移行するため、令和5年度の実績見込みと同程度で推移すると見込みます。

(人日、人／月)

		単位	区分	第2期			第3期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	サービス量	人日	計画	3 9	3 9	3 9	5 3	5 3	5 3
			実績	4 0	4 7	5 2			
		%	計画比	102.6%	120.5%	133.3%			
	実利用者数	人	計画	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3
			実績	1 0	9	1 2			
		%	計画比	76.9%	69.2%	92.3%			
医療型児童発達支援	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
放課後等デイサービス	サービス量	人日	計画	2 1 2	2 1 2	2 1 2	2 2 0	2 2 0	2 2 0
			実績	1 6 2	1 8 2	2 1 8			
		%	計画比	76.4%	85.8%	102.8%			
	実利用者数	人	計画	4 2	4 2	4 2	2 7	2 7	2 7
			実績	2 0	2 4	2 7			
		%	計画比	47.6%	57.1%	64.3%			
保育所等訪問支援	実利用者数	人	計画	1	1	1	6	6	6
			実績	0	0	6			
		%	計画比	0.0%	0.0%	600.0%			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

(人日、人／月)

		単位	区分	第2期			第3期		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅訪問型児童 発達支援	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
障害児入所施設 (福祉型・医療型)		人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	0.0%	0.0%			
障害児相談支援		人	計画	57	57	57	50	50	50
			実績	31	30	39			
		%	計画比	54.4%	52.6%	68.4%			

※令和5年度欄は、10月時点での実績見込み

ii) 見込量確保のための方策

利用者の増加に対応するため、会津圏域全体で連携して、サービスの提供体制の確保を図ります。また、生活環境や子どもの成長による変化に応じ、支援内容の変化にも対応できるよう、サービス事業所だけでなく、保育機関や教育機関等と連携しながら、継続した支援の充実を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1 評価、点検の体制

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の適正な推進を図るためには、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会で評価、点検します。

なお、計画の進捗にあたってはPDCAサイクルを導入し、各計画の進捗状況等について評価いただき、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、協議会は、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図るとともに、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築し、幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築や障がいのある方への虐待防止などの課題に取り組みます。

2 ネットワーク

(1) 関係機関等のネットワーク

福祉事業所などの各関係機関とのネットワークをより充実するとともに、当事者の主体的でより協調した活動ができるよう連携した支援を積極的に実施します。

また、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、ボランティア団体、民間福祉団体などさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが構築されるよう活動支援を行います。

(2) 会津西部地域のネットワーク

地域生活支援拠点の整備、および基幹相談支援センターの設置について、会津西部の6町村で協定を締結し取り組んできたことから、引き続き連携して取り組みます。それぞれが抱える課題を、それぞれの町村単独のものではなく圏域全体でのことと捉えて、情報共有や意見交換、社会資源の相互利用により、お互いに支援体制の強化が図れるよう協力して取り組みます。

3 庁内体制の整備

障がいのある方を取りまく状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

当町では計画を推進するにあたり、職員研修や各種会議などの機会を活用し、全庁的な連携により課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

4 障がいの理解促進

障がいは、様々な種類があり、同じ障がいでも症状や程度は人それぞれ違い、外見では分からない方もいます。そのため、困りごと人もそれぞれで、場面や状況によっても変わってきます。

共生社会の実現のためには、第2章、第3章で設定する取り組みや、サービスの提供も重要ですが、特に地域で安心して生活していくためには、それぞれの地区、地域で共に生活していく方達の障がいに対する認識、理解が重要と考えます。アンケート結果でも、「障がいのある方の就労支援としてどのような事が必要か」という設問に対する回答が、「上司や同僚の障がいに対する理解」を求める声が最も多い結果となりました。

この事から、様々な機会を捉え、広報活動や啓発活動等の取り組みに加えて、共生サポーターの育成により、障がいに対しての理解促進について取り組みます。

第5章 福祉事業所等の活動紹介

1 町内の福祉事業所の活動紹介



NPO 法人 いきいきサポートつくしんぼ

ゆうゆうハウス

従たる作業所 菓子工房ポム

平成 25 年 4 月から就労継続支援 B 型として、平成 28 年 1 月から、従たる作業所 菓子工房ポムがスタートしました。利用者は定員 20 名、スタッフは常勤 6 名で主に精神障がい者、知的障がい者の方の日常活動の場を提供しています。利用者は仲間と支えあい、作業やレクリエーション、グループ活動を通じて働く喜び、楽しみ、さらに生活能力を高めるため自ら活動しています。



内職 菓子箱折り



焼き菓子 仕込み



お花見 県立博物館前



農福連携 ミライノ落花生収



道の駅にて福祉まつり



日帰り研修旅行 トリックアート



カトヤ種苗店 種芋計量作業



山里農園 落花生種植



クリスマス



〒969-6561

会津坂下町字大道 2392-6

TEL/FAX 0242-83-6255

社会福祉法人 鶴翔会

生活介護事業所 ゆきわり荘あみーち

障がいのある方を対象に、一人ひとりの特性に配慮した食事、入浴、排せつなどの身辺処理の援助や、創作活動、余暇活動など、その人らしく楽しみながら活動できるようご支援いたします。



【スタッフ】 サービス管理責任者兼生活支援員 1 名 生活支援員 5 名。

【活動内容】

- ・興味を持って取り組める創作活動などを提供しています。
〔書道、貼り絵、塗り絵、作品作り、ドライブなど〕
- ・季節行事や、室内を季節ごとに飾りつける活動を行っています。
- ・週 1 回のクラブ活動は、カラオケを中心に行っています。
- ・年に数回お花見や紅葉ドライブなどの外出を行っています。



【問い合わせ先】

会津坂下町字小川原 9 9 1 番地

TEL 0242-85-8145

NPO 法人真桜会 桜の家

相談事業所「絆」

相談児・者の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的かつ効率的に、適切な障がい福祉サービス等を提供支援します。

また、社会資源や事業所等の連携を図り、一人一人の個性や特性が生かせるサービスを提供できるよう努めます。

住所：会津坂下町沢ノ目 1761-3



就労継続支援B型「自立サポートセンター桜」

実りある人生を送る為に仕事を通し、集団生活・社会的自立の訓練を行います。

また、自立した生活や心身の安定・安全を図れるよう、包括的な支援を提供いたします。



児童発達・放課後等デイサービス「leaf」

療育を必要とする子どもへ、友達との関わり方や成功体験等、自立や自信に繋がる支援を行います。

また、就学児童には、放課後支援として送迎を行っています。

共同生活援助「ホームこころ」

5名の利用する方々が共同生活をしながら、身辺的自立や社会的自立に向け共に学ぶ場です。

利用する方々の立場になり、思志及び人格を尊重しながら、日々楽しい生活が送れるよう支援します。

住所：会津坂下町字沢ノ目 1759-3

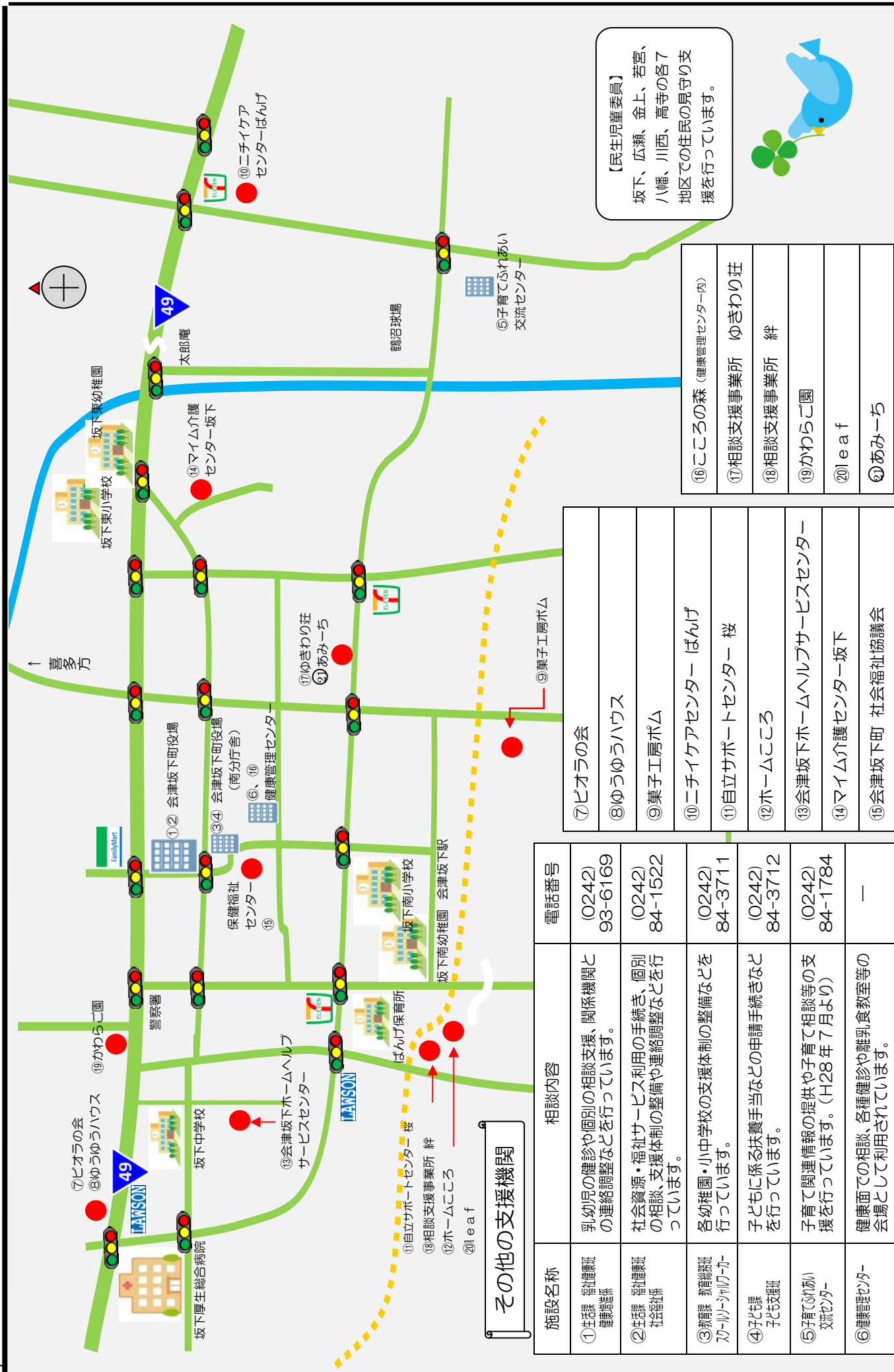
定員数：5名



2 支援可能な町内・圏域内の福祉事業所の紹介（福祉マップ）



相談・支援マップ



NPO法人 真桜会 桜の家

leaf



①児童発達支援・放課後等デイサービス
 ②常勤3名 非常勤2名
 ③療育を必要とする児童に対し、日常生活における基本的動作の訓練や小集団活動、個別活動を実施し、自立や自信に繋がる支援をしています。また、放課後等デイサービスについては送迎も実施しています。
【問い合わせ先】 会津坂下町字沢ノ目 1761-1
 TEL 0242-23-8244

NPO法人

こころの森



①有償ボランティア事業
 (1) 介護サポートセンター (中学生以上)
 (2) ばんげファミリーサポートセンター (おおむね0歳～小6)
 ②常勤2名
 ③・会員相互の1対1の援助活動になるため、活動日、内容に関しては個別対応になります。
 ・介護保険をはじめ、諸制度適用外の援助活動であるため、申請中の場合や既存サービスのすき間を埋めることができます。
【問い合わせ先】
 会津坂下町字五反田 1295-1
 TEL 0242-83-0708

NPO法人いきいきサポートつくしんぼ

ゆうゆうハウス 菓子工房ポム



①就労継続支援B型
 ②常勤7名
 ③主に精神障がい者、知的障がい者の方の日中活動の場の提供。作業訓練・生活訓練を通して、一人一人の目的に合わせた通所支援。従たる事業所 菓子工房ポムでは、お菓子の製造販売を通して、作業意欲と能力の向上を目的とします。
【問い合わせ先】 会津坂下町字太道 2392-6
 TEL 0242-83-6255

NPO法人 真桜会 桜の家

自立サポートセンター桜



①就労継続支援B型
 ②常勤4名 非常勤2名
 ③施設外就労…企業と契約し指定場所での就労
 公益トイレ清掃…町内公衆トイレ1ヵ所の清掃
 便利屋事業…リユース食器・障子紙の張り替え
 網戸の張り替え・除雪作業等
【問い合わせ先】 会津坂下町字沢ノ目 1761-3
 TEL 0242-83-4413

NPO法人 真桜会 桜の家

絆



①相談支援事業所
 ②管理者兼相談支援専門員1名
 ③障がいのある方が安心して生活できるように、情報提供・助言支援プラン作りを行います。また、虐待防止・権利擁護の活動のために関係機関との連絡調整を行います。
【問い合わせ先】 会津坂下町字沢ノ目 1761-3
 TEL 0242-83-4413

NPO法人 真桜会 桜の家

ホームこころ



①共同生活援助
 ②常勤1名 非常勤2名
 ③共同生活の場所として世話人を配置し、利用者の方への食事の提供、健康管理等の支援を行っています。
【問い合わせ先】
 会津坂下町字沢ノ目 1759-3
 TEL 0242-83-3233

(福) 会津坂下町社会福祉協議会



①事業所や各団体との連携・紹介
 ②11名
 ③福祉事業所や各団体
 (ボランティアセンター・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会等) と連携し、必要な支援に繋げるお手伝いをします。
【問い合わせ先】
 会津坂下町字西南町裏甲 3998-1
 TEL 0242-83-1368

マイム介護センター坂下

①居宅介護、重度訪問介護

②17名

③みなさんの在宅生活を楽しく、自分らしく、そして自分の力で私たちの目標です。サポートします！

【問い合わせ先】 会津坂下町字台ノ下745
TEL 0242-84-1366



特定非営利活動法人 かわらごKids

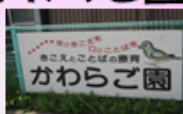
多機能型事業所 かわらご園

①障がい児通所支援事業

②3名

③心身に障がいをもつお子さんに対し、障がいの軽減と健常化のための療育と支援のため、知的・言語的・心理的な発達を健常化を図ります。

【問い合わせ先】 会津坂下町字館ノ下87番地
TEL 0242-82-4311



社会福祉法人 鶴翔会

ゆきわり荘 あみーち

①生活介護事業所

(ゆきわり荘あみーち1階)

②サービス管理責任者兼生活支援員1名
生活支援員5名

③障がいのある方を対象に、一人ひとりの特性に配慮した食事、入浴、排せつなどの身辺処理の援助や、創作活動、余暇活動など、その人らしく楽しみながら活動できるようご支援いたします。

【問い合わせ先】 会津坂下町字小川原991
TEL 0242-85-8145



社会福祉法人 鶴翔会

ゆきわり荘

①相談支援事業所

(ゆきわり荘あみーち2階)

②管理者兼相談支援専門員1名、相談支援専門員5名

③障がいのある方が安心して生活できるように、情報提供・助言支援プラン作りを行います。また、虐待防止・権利擁護の活動のために関係機関との連絡調整を行います。

【問い合わせ先】 会津坂下町字小川原991
TEL 0242-85-7831

ニチイケア センターばんげ

①重度訪問介護・居宅介護 移動支援・ガイドヘルパー

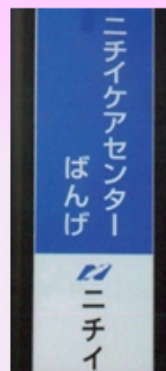
②20名

③・身体、排泄、入浴介助や生活援助の調理、清掃、洗濯、買物等の支援。身体、精神、知的の身体介護や家事援助、重度訪問介護をしている。

・介護保険外の自費のサービス
・自社ブランドのオムツ・パット販売

【問い合わせ先】

会津坂下町大字宮古字村西40-3
TEL 0242-84-2201



社会福祉法人 両沼厚生会

会津坂下ホームヘルプ サービスセンター

①居宅介護

②19名

③身体介護…入浴介助、排泄介助、清拭、洗髪等
家事援助…調理、清掃、洗濯、買い物（同行はしない）

【問い合わせ先】 会津坂下町字中岩田95
TEL 0242-83-1370



両沼地区精神保健福祉ボランティア

ビオラの会

①ボランティア団体

②会員数13名

③・作業所（ゆうゆうハウス）での生活訓練支援ボランティア（カレーライスの調理）

・有償ボランティアとして、作業所での製品製作（毎週1回）

・ビオラの会主催交流会の開催。笹まき作り、焼き肉会、もちつき会

・精神保健福祉に関する研修会、交流会参加。

【問い合わせ先】 会津坂下町字大道2392-6
TEL 0242-83-6255



会津坂下町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安心して暮らすことのできる地域づくりに関し協議を行うため、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 町が相談支援事業を委託した場合、事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (3) 困難事例に対する支援内容及び方法に関すること。
- (4) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (5) その他障がい福祉に必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる機関・団体等（以下「構成団体等」という。）の代表で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 就労・雇用関係機関
- (6) 民生・児童委員
- (7) その他の福祉関係者

(会議)

第4条 協議会は、代表者会議、調整会議及び個別支援会議で構成する。

- 2 代表者会議は、総括的事項を協議し、委員は構成団体等から推薦のあった者を町長が委嘱する。
- 3 代表者会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 調整会議は、地域の情報を共有し、個別支援会議で確認した課題の取扱いについて関係者で調整を図る。
- 5 個別支援会議は、個別の事項を協議するものとし、必要に応じ関係者を招集し支援を決定する。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 代表者会議は会長が招集し、会議を進行する。
- 4 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 協議会は、構成団体等に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、正当な理由なしに知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活課福祉健康班において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月25日告示第34号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月27日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

令和5年度 会津坂下町障がい者地域自立支援協議会委員名簿

No.	設置法人・事業所	役 職	協議会委員名
1	社会福祉法人 鶴翔会	ゆきわり荘施設長	長 峯 正 二
2	NPO法人 真桜会 桜の家	理事長	菊 地 洋 子
3	いきいきサポートつくしんぼ	理事長	千 葉 正 年
4	坂下厚生総合病院	院長	高 田 信
5	会津若松公共職業安定所	統括職業指導官	渡 部 幸 代
6	会津保健福祉事務所	保健福祉課 専門社会福祉主事	大 竹 建 次
7	社会福祉法人 鶴翔会	相談支援アドバイザー	齋 藤 研 一
8	民生児童委員協議会	会長	鈴 木 清 記
9	会津坂下町教育委員会 教育課	教育課長	上 谷 圭 一
10	会津坂下町教育委員会 子ども課	子ども課長	五十嵐 隆 裕

会津坂下町障がい者地域自立支援協議会専門部会設置要領

(設置目的)

第1条 この要領は、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第6項の規定に基づき、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の協議事項の円滑な進行を図るため、協議会専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の名称及び所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
こども部会	(1) 障がい児の支援について (2) 障がい児の支援における関係機関との連携について (3) その他、障がい児の支援の向上に必要な事項について
就労・地域生活支援部会	(1) 障がい者の就労・地域生活支援について (2) 障がい者の地域移行支援について (3) 障がい者の就労・地域生活支援における関係機関との連携について (4) その他、障がい者の支援の向上に必要な事項について

(構成)

第3条 部会の構成員（以下「部会員」という。）は、協議会で決定する。

2 部会長は委員の互選により選出する。

3 副部会長は委員のうちから部会長が指名する。

(部会の開催)

第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、必要に応じて随時開催する。

3 部会長は、必要に応じ、部会員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、生活課に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

アンケート結果内容

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

問 1	回答数
1.本人	103
2.本人の家族	56
3.家族以外の介助者	

問2 あなたの年齢をお答えください。

問 2	回答数
1. 18歳未満	9
2. 18～29歳	22
3. 30～39歳	21
4. 40～49歳	19
5. 50～59歳	22
6. 60～69歳	64
7. 70歳以上	7

問3 あなたの性別をお答えください。

問 3	回答数
1.男性	90
2.女性	74

問4 いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。 ※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は、「5.」としてください。

問 4	回答数
1.父母・祖父母・兄弟姉妹	87
2.配偶者(夫または妻)	62
3.子ども	43
4.その他	12
5.いない(一人で暮らしている)	18

問5 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑧のそれぞれにお答えください。

問 5	不要	一部(時々)必要	全部必要
①食事の介助	122	21	8
②トイレの介助	121	14	14
③入浴の介助	111	19	22
④着替えの介助	113	20	17
⑤身だしなみの介助	109	21	21
⑥家の中の移動の介助	121	17	12
⑦外出の介助	90	38	25
⑧薬の管理の援助	105	18	29

問6 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。
 ※問5で「一部(時々)必要」または「全部必要」と答えた方がお答えください。

問 6	回答数
1. 父母・祖父母・兄弟姉妹	40
2. 配偶者(夫または妻)	19
3. 子ども	10
4. ホームヘルパーや施設の職員	20
5. その他の人	2

問7 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。
 ※問6で「1.2.3.」と答えた方がお答えください。

問 7①年齢	回答数
1. 18歳未満	0
2. 18～29歳	2
3. 30～39歳	6
4. 40～49歳	13
5. 50～59歳	13
6. 60～69歳	16
7. 70歳以上	15

問 7②性別	回答数
1. 男性	12
2. 女性	53

問 7③健康状態	回答数
1. よい	18
2. ふつう	39
3. よくない	8

問8 あなたは身体障がい者手帳をお持ちですか。

問 8	回答数
1. 1級	33
2. 2級	15
3. 3級	23
4. 4級	25
5. 5級	5
6. 6級	4
7. 持っていない	50

問9 身体障がい者手帳をお持ちの場合、
 主な障がいをお答えください。

問 9	回答数
1. 視覚障がい	5
2. 聴覚障がい	5
3. 音声・言語・そしゃく機能障がい	4
4. 肢体不自由(上肢)	10
5. 肢体不自由(下肢)	32
6. 肢体不自由(体幹)	10
7. 内部障がい	18
8. その他(1～7以外)	21

問10 あなたは療育手帳をお持ちですか。

問 10	回答数
1. A	12
2. B	26
3. 持っていない	117

問11 あなた精神障がい者保健福祉手帳をお持ちですか。

問 11	回答数
1. 1級	5
2. 2級	11
3. 3級	10
4. 持っていない	121

問12 あなたはこれから、どのような支援があればよいと思いますか。

問 12	回答数
1.在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	36
2.障がい者に適した住居の確保	35
3.経済的な負担の軽減	84
4.生活訓練等の充実	34
5.相談対応の充実	55
6.地域住民等の理解	31
7.コミュニケーションについての支援	36
8.その他	8

問13 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

問 13	回答数
1.会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	40
2.専業主婦(主夫)をしている	21
3.自宅で過ごしている	48
4.福祉施設、作業所等に通っている	31
5.病院などのデイケアに通っている	4
6.入所している施設や病院等で過ごしている	6
7.特別支援学校(小中高等部)に通っている	5
8.その他	9

問14 どのような勤務形態で働いていますか。 ※問13で「1.」を選択した場合にお答えください。

問 14	回答数
1.正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない	12
2.正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	1
3.パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	15
4.自営業、農業など	9
5.その他	2

問15 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。 ※問13で「1.以外」を選択した18～64歳の方がお答えください。

問 15	回答数
1.仕事をしたい	36
2.仕事はしたくない、できない	46

問16 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。 ※問15で「1.」を選択した方がお答えください。

問 16	回答数
1.すでに職業訓練を受けている	6
2.職業訓練を受けたい	16
3.職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	15

問17 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

問 17	回答数
1.通勤手段の確保	53
2.勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	36
3.短時間勤務や勤務日数等の配慮	52
4.勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	62
5.在宅勤務の拡充	28
6.職場の上司や同僚に障がいの理解があること	83
7.職場で介助や援助等が受けられること	41
8.具合が悪くなった時に気軽に通院できること	59
9.就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	48
10.その他	9

問18 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

問 18	回答数
1.家族や親せき	122
2.友人・知人	38
3.近所の人	8
4.職場の上司や同僚	13
5.施設の指導員など	20
6.ホームヘルパーなどサービス事業所の人	16
7.かかりつけの医師や看護師	39
8.病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	17
9.民生委員・児童委員	
10.相談支援事業所などの民間の相談窓口	18
11.その他	13

問19 あなたは障がい支援区分の認定を受けていますか。

問 21	回答数
1. 区分 1	3
2. 区分 2	7
3. 区分 3	2
4. 区分 4	3
5. 区分 5	5
6. 区分 6	6
7. 受けていない	104

問A 前のページの障がい福祉サービスを利用していますか。
記入例を参考に、現在利用中のサービスについて①～⑱の番号を記入し、
今後3年以内の利用予定についてあてはまるものに○をつけてください。

問 A 今後3年以内の利用予定について	同じくらい 利用の予定	増やす予定	減らす予定
1.居宅介護	7	3	1
2.同行援護	1		
3.行動援護			
4.施設入所支援			
5.短期入所	9	3	
6.療養介護	1		
7.生活介護	10	1	
8.共同生活援助			
9.自立訓練	1	1	1
10.就労移行支援		1	1
11.就労継続支援(A型)(B型)	16	1	1
12.就労定着支援	1		
13.計画相談支援	9	2	1
14.児童発達支援	4		
15.放課後等デイサービス	6		
16.障がい児相談支援	3		
17.居宅訪問型児童発達支援			
18.保育所等訪問支援			

問B 現在利用していないサービスで、
今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。

問 B	回答数
1.ある	33
2.ない	71

問C 現在利用していないサービスで、
今後3年以内に新たに利用したいサービスがあれば教えてください。

問 C	回答数
1.居宅介護	3
2.同行援護	3
3.行動援護	4
4.施設入所支援	5
5.短期入所	7
6.療養介護	2
7.生活介護	2
8.共同生活援助	6
9.自立訓練	7
10.就労移行支援	4
11.就労継続支援(A型)(B型)	4
12.就労定着支援	5
13.計画相談支援	2
14.児童発達支援	
15.放課後等デイサービス	1
16.障がい児相談支援	1
17.居宅訪問型児童発達支援	
18.保育所等訪問支援	1

問20 あなたは障がいがあることで、毎日の暮らしの中でのいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことはありますか。

問 20	回答数
1.ある	42
2.少しある	42
3.ない	41

問21 障がいがあることでの日々の生活相談、お金の管理(お金の出し入れ)、福祉サービス等を適切に利用するための申請手続き支援を行ってくれる事業所があれば利用したいですか。

※問20で「1.」または「2.」と答えた方がお答えください。

問 21	回答数
1.利用したい	42
2.利用したくない	10
3.わからない	38

問22 成年後見制度についてご存じですか。

問 22	回答数
1.名前も内容も知っている	32
2.名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	38
3.名前も内容も知らない	53

問23 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

問 23	回答数
1.できる	55
2.できない	43
3.わからない	32

問24 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

問 24	回答数
1.いる	29
2.いない	48
3.わからない	51

問25 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

問 25	回答数
1.投薬や治療が受けられない	66
2.補装具の使用が困難になる	10
3.補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	11
4.救助を求めることができない	41
5.安全なところまで、迅速に非難することができない	55
6.被害状況、避難場所などの情報が入手できない	40
7.周囲とコミュニケーションがとれない	45
8.避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	64
9.その他	6
10.特になし	17

アンケート結果内容

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

問 1	回答数
1.本人	86
2.本人の家族	44
3.家族以外の介助者	6

問2 あなたの年齢をお答えください。

問 2	回答数
1. 18歳未満	12
2. 18～29歳	28
3. 30～39歳	18
4. 40～49歳	11
5. 50～59歳	22
6. 60～69歳	32
7. 70歳以上	9

問3 あなたの性別をお答えください。

問 3	回答数
1.男性	67
2.女性	68

問4 いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。 ※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は、「5.」としてください。

問 4	回答数
1.父母・祖父母・兄弟姉妹	87
2.配偶者（夫または妻）	34
3.子ども	19
4.その他	4
5.いない（一人で暮らしている）	21

問5 日常生活の中で、次の支援が必要です。①から⑧のそれぞれにお答えください。

問 5	不要	一部(時々)必要	全部必要
①食事の介助	104	21	8
②トイレの介助	106	15	11
③入浴の介助	93	21	15
④着替えの介助	93	16	9
⑤身だしなみの介助	93	24	11
⑥家の中の移動の介助	122	9	7
⑦外出の介助	80	27	22
⑧薬の管理の援助	81	21	26

問6 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。
 ※問5で「一部(時々)必要」または「全部必要」と答えた方がお答えください。

問 6	回答数
1.父母・祖父母・兄弟姉妹	44
2.配偶者(夫または妻)	6
3.子ども	2
4.ホームヘルパーや施設の職員	19
5.その他の人	4

問7 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。
 ※問6で「1.2.3.」と答えた方がお答えください。

問 7①年齢	回答数
1. 18歳未満	0
2. 18～29歳	1
3. 30～39歳	5
4. 40～49歳	12
5. 50～59歳	15
6. 60～69歳	10
7. 70歳以上	16

問 7②性別	回答数
1.男性	14
2.女性	46

問 7③健康状態	回答数
1.よい	21
2.ふつう	35
3.よくない	6

問8 あなたは身体障がい者手帳をお持ちですか。

問 8	回答数
1. 1級	21
2. 2級	9
3. 3級	10
4. 4級	13
5. 5級	4
6. 6級	3
7. 持っていない	63

問9 身体障がい者手帳をお持ちの場合、主な障がいをお答えください。

問 9	回答数
1.視覚障がい	1
2.聴覚障がい	1
3.盲ろう(視覚障がいと聴覚障がいの重複)	0
4.音声・言語・そしゃく機能障がい	0
5.肢体不自由(上肢)	7
6.肢体不自由(下肢)	21
7.肢体不自由(体幹)	5
8.内部障がい	12
9.その他(1～8以外)	13

問10 あなたは療育手帳をお持ちですか。

問 10	回答数
1. A	22
2. B	31
3. 持っていない	78

問11 あなた精神障がい者保健福祉手帳をお持ちですか。

問 11	回答数
1. 1級	3
2. 2級	16
3. 3級	17
4. 持っていない	87

問12 あなたは現在どのように暮らしていますか。

問 12①一緒に暮らしている人	回答数
1.一人で暮らしている	10
2.配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしている	34
3.父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている	77
4.福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている	10
5.その他	3

問 12②暮らしている場所	回答数
1.一般の住宅	112
2.グループホーム	5
3.福祉施設(障がい者支援施設)	9
4.福祉施設(高齢者施設)	1
5.その他	4

問13 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

問 13①一緒に暮らしたい人	回答数
1.一人で暮らしたい	80
2.配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしたい	15
3.父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい	26
4.福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい	4
5.その他	4

問 13②暮らしたい場所	回答数
1.一般の住宅	104
2.グループホーム	11
3.福祉施設(障がい者支援施設)	8
4.福祉施設(高齢者施設)	1
5.その他	5

問14 あなたはこれから、どのような支援があればよいと思いますか。

問 14	回答数
1.在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	24
2.障がい者に適した住居の確保	40
3.経済的な負担の軽減	88
4.生活訓練等の充実	26
5.相談対応の充実	59
6.地域住民等の理解	45
7.情報の取得利用や意思疎通についての支援	45
8.その他	7

問15 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

問 15	回答数
1.会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	35
2.専業主婦(主夫)をしている	10
3.自宅で過ごしている	30
4.福祉施設、作業所等に通っている	34
5.病院などのデイケアに通っている	6
6.入所している施設や病院等で過ごしている	5
7.特別支援学校(小中高等部)に通っている	8
8.その他	4

問16 どのような勤務形態で働いていますか。 ※問15で「1.」を選択した場合にお答えください。

問 16	回答数
1.正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない	10
2.正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	2
3.パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	16
4.自営業、農業など	4
5.その他	5

問17 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。 ※問15で「1.以外」を選択した18～64歳の方がお答えください。

問 17	回答数
1.仕事をしたい	35
2.仕事はしたくない、できない	49

問18 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。 ※問17で「1.」を選択した方がお答えください。

問 18	回答数
1.すでに職業訓練を受けている	9
2.職業訓練を受けたい	18
3.職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	15

問19 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

問 19	回答数
1.通勤手段の確保	65
2.勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	32
3.短時間勤務や勤務日数等の配慮	63
4.勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	69
5.在宅勤務の拡充	21
6.職場の上司や同僚に障がいの理解があること	89
7.職場で介助や援助等が受けられること	45
8.具合が悪くなった時に気軽に通院できること	60
9.就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	56
10.その他	3

問20 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

問 20	回答数
1.家族や親せき	96
2.友人・知人	25
3.近所の人	4
4.職場の上司や同僚	17
5.施設の指導員など	26
6.ホームヘルパーなどサービス事業所の人	11
7.かかりつけの医師や看護師	39
8.病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	17
9.民生委員・児童委員	2
10.相談支援事業所などの民間の相談窓口	18
11.その他	7

問21 あなたは障がい支援区分の認定を受けていますか。

問 21	回答数
1. 区分 1	0
2. 区分 2	6
3. 区分 3	3
4. 区分 4	6
5. 区分 5	4
6. 区分 6	9
7. 受けていない	86

問22 障がい福祉サービスの利用状況と満足度等についてお聞きます。

問 22(A)現在利用しているサービス	回答数
1.居宅介護	5
2.同行援護	0
3.行動援護	2
4.短期入所	5
5.療養介護	0
6.生活介護	15
7.自立訓練	1
8.就労移行支援	2
9.就労継続支援(A型)	4
9.就労継続支援(B型)	19
10.就労定着支援	0
11.施設入所支援	6
12.共同生活援助	4
13.計画相談支援	17
14.児童発達支援	5
15.放課後等デイサービス	9
16.障がい児相談支援	3
17.居宅訪問型児童発達支援	0
18.保育所等訪問支援	0

問 22(B) 利用しているサービスの満足度

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
1.居宅介護	1	1	1	1	
2.同行援護					
3.行動援護	1	1			
4.短期入所	2		1	1	
5.療養介護					
6.生活介護	5	5	6		
7.自立訓練	1				
8.就労移行支援		1	1		
9.就労継続支援(A型)	2	1	1		
9.就労継続支援(B型)	10	4	3		1
10.就労定着支援					
11.施設入所支援	2		4		
12.共同生活援助		2	2		
13.計画相談支援	5	4	6		
14.児童発達支援	2	1	1		
15.放課後等デイサービス	3	3	1	2	
16.障がい児相談支援	1			1	
17.居宅訪問型児童発達支援					
18.保育所等訪問支援					

問 22(C)「やや不満」「不満」の理由

	回数や時間が 足りない	利用料が高い	事業所が少ない	利用の日時が 合わない	サービス内容に 不安を感じる	事業所の対応が 良くない	事業所と家族の 連携が取れない	その他
1.居宅介護	1		1					
2.同行援護								
3.行動援護								
4.短期入所								1
5.療養介護								
6.生活介護								
7.自立訓練								
8.就労移行支援								
9.就労継続支援(A型)								
9.就労継続支援(B型)								1
10.就労定着支援								
11.施設入所支援								
12.共同生活援助								
13.計画相談支援								
14.児童発達支援								
15.放課後等デイサービス			1		1	1		
16.障がい児相談支援			1					
17.居宅訪問型児童発達支援								
18.保育所等訪問支援								

問 22(D) 今後利用したいサービス	回答数
1.居宅介護	8
2.同行援護	9
3.行動援護	7
4.短期入所	12
5.療養介護	4
6.生活介護	8
7.自立訓練	10
8.就労移行支援	9
9.就労継続支援(A型)	7
9.就労継続支援(B型)	9
10.就労定着支援	9
11.施設入所支援	9
12.共同生活援助	9
13.計画相談支援	6
14.児童発達支援	3
15.放課後等デイサービス	2
16.障がい児相談支援	0
17.居宅訪問型児童発達支援	0
18.保育所等訪問支援	1

問23 あなたは障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。

問 23	回答数
1.ある	37
2.少しある	39
3.ない	37
4.わからない	16

問24 差別や嫌な思いをしたのはどのような場面ですか。
※問23で「1.」または「2.」と答えた方がお答えください。

問 24	回答数
1.学校や仕事場	39
2.仕事を探すとき	11
3.外出したとき	25
4.余暇を楽しむとき	4
5.病院などの医療機関	8
5.住んでいる地域	8
7.その他	6

問25 あなたは障がいがあることで、毎日の暮らしの中でのいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことはありますか。

問 25	回答数
1.ある	42
2.少しある	42
3.ない	41

問26 障がいがあることで日々の生活相談、お金の管理(お金の出し入れ)、福祉サービス等を適切に利用するための申請手続き支援を行ってくれる事業所があれば利用したいですか。
※問25で「1.」または「2.」と答えた方がお答えください。

問 26	回答数
1.利用したい	42
2.利用したくない	10
3.わからない	38

問27 成年後見制度についてご存じですか。

問 27	回答数
1.名前も内容も知っている	32
2.名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	38
3.名前も内容も知らない	53

問28 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

問 28	回答数
1.できる	55
2.できない	43
3.わからない	32

問29 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

問 29	回答数
1.いる	29
2.いない	48
3.わからない	51

問30 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

問 30	回答数
1.投薬や治療が受けられない	66
2.補装具の使用が困難になる	10
3.補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	11
4.救助を求めることができない	41
5.安全なところまで、迅速に非難することができない	55
6.被害状況、避難場所などの情報が入手できない	40
7.周囲とコミュニケーションがとれない	45
8.避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	64
9.その他	6
10.特にない	17

SDGs(持続可能な開発目標)

17の目標(ゴール)			具体的な対策等
①		貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
②		飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
③		すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
④		質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
⑤		ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
⑥		安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
⑦		エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
⑧		働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
⑨		産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
⑩		人や国の不平等をなくそう	国内及び各国間の不平等を是正する
⑪		住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
⑫		つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
⑬		気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
⑭		海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
⑮		陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
⑯		平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
⑰		パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

会津坂下町障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第7期障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

会津坂下町 生活課 福祉健康班 社会福祉係

〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地

TEL 0242-84-1522 FAX 0242-83-1144

E-mail : hukushi@town.aizubange.fukushima.jp